

31 外部監査公表第2号（平成31年3月25日付 福岡市公報第6568号（別冊2）公表）分
（福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について）

IV. 市の水関連事業全般に関する意見

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【総合意見】水道局、道路下水道局及び農林水産局の連携について 市が実施する「水」に関連する水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業ではそれぞれ規制される法令が異なり、事業目的や受益者が異なっている。水道事業は水道局、下水道事業及び河川事業は道路下水道局、集落排水事業は農林水産局と異なる部局が所管部局となり事業を実施している。 しかし、水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業は、市民生活を支える重要なライフラインであり多くの共通点がある。特に公営企業として実施している水道事業と下水道事業においては、連携している事務は料金収納事務等限定的である。 なお、水道事業及び下水道事業に関する財務事務については決算、契約事務、債権管理、財産、経営戦略、人材育成及びBCPという切り口で横串を通して監査を実施した結果、両事業に共通した管理上の課題が検出された。 （改善提案） 市は、市民生活を支えるライフラインの機能の向上、維持を図る、水関連事業の有効性を向上させるため、水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業の事務連携強化を図ることを検討されたい。 （水道局総務課） （道路下水道局総務課） （農林水産局漁港課）	【措置済（令和3年3月23日通知）】 市民生活を支えるライフラインとしての水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業については、浸水対策・環境対策・料金収納等においてこれまで連携を行ってきたところであるが、これらに加え、それぞれの局で実施している研修等に関係局の職員も参加することで、人材育成の連携や研修事務の効率化を図ることとした。今後も、必要に応じて事務連携強化について検討を行う。

V. 財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見

1 水道事業（工業用水道事業含む）

（1）決算

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【指摘事項 1-(1)-1】貸借対照表の正確性の確保について 貸借対照表の正確性は、予算執行が適時、適切に会計処理されることにより確保される。したがって、適切な決裁手続を経て行われた予算執行であっても、その会計処理が適時適切に行われなければ、貸借対照表の正確性は確保できなくなる。その正確性を確認するために、定期的に記載金額の根拠となる管理資料等との照合が重要であるが、市では照合を実施していない項目があった。 貸借対照表の作成に際しては、会計システムに基づく諸帳簿との照合に加え、各所管課が作成するなどした固定資産や債権をはじめとする個別明細情報を記載した管理資料等との照合が重要である。 貸借対照表に記載された複数の項目で管理資料等の合計金額と一致していないものがあった。また、当該不一致の発生原因について監査時点において特定できていないものがある。したがって平成 29 年度の水道事業会計の貸借対照表の正確性が担保されていない。 貸借対照表を含んだ水道事業の決算書は料金改定のみならず将来見通しの拠り所ともなるため重要な役割を担っている。決算書が監査委員の審査に付す必要があるとともに議会の認定に付さなければならないこととなっているのもこのような役割を担っているからである。したがって貸借対照表に記載される金額の正確性は、市が自ら責	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 貸借対照表と管理資料等で不一致が生じていたもののうち、予算措置を伴わずに修正可能な項目については平成 30 年度に振替処理等を行った。 また、その他の項目については、過年度修正に予算措置が必要なため、令和元年度 9 月議会において予算の補正を行い、振替処理等を行っている。

任を持って確保する義務がある。 (是正の方向性) 市は、決算書が料金算定など重要な意思決定を検討する際の客観的な基礎資料などになることを踏まえ、会計システムの金額と管理資料等の合計金額とを十分に照合されたい。両者が一致しない場合あるいは内訳に不明残高などがある場合には、調査及び当該調査に基づく修正等により貸借対照表の正確性を確保されたい。 また、個別項目においては是正すべき事項を記載しているため、当該事項も留意されたい。 なお、本件の指摘は決算書の作成に関して正確性を確保する仕組みに不備があることを意味している。今後導入されることとなっている自治体内部統制制度に対応するためにも、市は決算書の作成に関して正確性を確保する仕組みを構築しなければならないことに留意し是正に取り組まされたい。 (水道局経理課)	
【指摘事項 1-(1)-2】現物確認の際の作成書類について その他流動資産の内容は担保として受け入れた預り定期預金証書である。このような現金同等物は定期的（たとえば、決算ごと）に現物の確認等をする必要がある。 当該定期預金証書は貸金庫に保管している。市によると、決算日である3月31日後の数日以内に経理課職員が貸金庫に赴き定期預金証書の現物を確認しているとのことである。しかしながら、これまで現物の確認の際に当該定期預金証書の確認日、確認者などを記載した書類を作成していなかった。このため現物確認を実施していることが明らかではなかった。	【措置済（令和元年11月11日通知）】 年度当初に現物確認後、「確認書」を作成することとした。 平成31年度については、4月1日に、経理課会計係職員2名で、定期預金証書等を保管している貸金庫に出向き現物を確認した後、確認日・確認者を記載した「確認書」を作成し、企業出納員（課長）へ報告を行った。

(是正の方向性) 市は預り定期預金証書の確認の際に、確認日、確認者などを記載した書類を作成されたい。 なお、定期預金証書のような現金同等物等は、確認日及び確認者などを記載した書類を作成していない場合、紛失等の事故があった時に発生日や原因を特定することが困難となることに留意されたい。 (水道局経理課)	
【指摘事項 1-(1)-3】退職給付引当金の算定について 水道局においては9月1日に在職する職員のデータをもとに翌3月末の期末自己都合要支給額を算定している。 また、個人別に積み上げた期末自己都合要支給額そのものではなく、一人当たりの平均期末自己都合要支給額を使用している。 この結果、平成29年度の貸借対照表に計上した退職給付引当金は、平成29年度末(平成30年3月31日)に在籍した職員の期末自己都合要支給額よりも2.8億円多く、退職給付引当金の過大計上となっていた。 (是正の方向性) 水道局は、貸借対照表に計上する退職給付引当金については、年度末に在籍する職員の個人別の期末自己都合要支給額の合計金額を計上されたい。 (水道局総務課)	【措置済(令和元年11月11日通知)】 平成30年度末の退職給付引当金より、年度末に在籍する職員の個人別の期末自己都合要支給額の合計金額での計上を行った。
【指摘事項 1-(1)-4】前受金の精算事務について 前受金には、前受水道料金とその他の営業前受金がある。 前受水道料金とは、一時用の給水申し込	【措置済(令和元年11月11日通知)】 前受水道料金については、現地調査を行い一時用の使用が完了している案件は、精算処理を行っている。 その他の営業前受金については、予算措

みの際に徴収する料金であり、一時用の廃止の時に精算される。 その他の営業前受金とは、給水装置工事を行う際に受け取った手数料等であり、工事の検査完了時に会計上の振替が行われる。 前受金の残高内訳を確認したが、適時に精算処理が行われていないものがある。 前受水道料金については、申請者からの給水装置の使用の中止又は廃止の申し出が行われていないため、現在も一時用が継続していると市は認識している。しかし、一時用の使用状況を確認したところ、実態としては長期間使用していない案件もあった。 また、その他の営業前受金については、工事の検査完了後の精算処理による会計上の振替手続が行われていないものが当該年度（平成 29 年度）を除き 368 件、約 2.8 百万円存在した。 （是正の方向性） 前受金について、決算時に前受案件毎の内訳書を作成し、各案件の精算の要否を確認すべきである。また、精算が必要な案件については速やかに処理されたい。 （水道局給水審査課）	置が必要なため、令和元年度 9 月議会において予算の補正を行い、振替処理等の対応を行っている。
---	--

（２）契約事務

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 1-(2)-1】契約条項の確認について 市が入金案内を委託する業務は、サービスの業務を勘案して発注しているものであり、事前承諾条件による再委託が可能な条項ではなく再委託そのものを禁止する条項にするべきと考える。 （改善提案） 市は、入金案内の委託業務に関して再委	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 再委託の契約条項について、平成 31 年度の同業務委託から再委託を禁止する条項に変更した。

託を禁止する契約条項を検討されたい。 (水道局営業管理課)	
【指摘事項 1-(2)-1】 契約変更ルール of 遵守について 平成 29 年度 of 市の契約変更に関する書類を閲覧したところ、以下の契約変更（博多区半道橋 2 丁目地内工業用配水管布設工事 of 契約変更をいう。）は、設計変更額が当初設計金額 of 50%であり 20%を超えているため軽微な設計変更 に該当しないが、契約変更は工期末 of 前日に行われていた。 契約金額が増額した原因は、地下 of 支障物を撤去するための調査及び機械損料(※) of 追加である。当該契約変更は、当初 of 契約金額から 50%増額しており 20%を超えているため、原則どおり速やかに契約変更を締結すべきであった。しかしながら、実際は契約変更がなされないまま、工期末 of 前日に契約変更が締結されていた。 ※ 機械損料とは機械経費の一部であり、償却費・維持管理費・管理費で構成されているものである。 (是正の方向性) 市は、水道局内に当該工事に関する契約変更の内容とともに契約変更に関するルールをあらためて周知して再発防止に努められたい。 (水道局契約課)	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 契約変更手続きについては、契約変更ルールを遵守し、再発防止に努めるよう所属に対し文書通知を行い、所属職員への周知徹底を図った。

(3) 債権管理

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 1-(3)-1】 徴収方法について 市の水道水 of 使用者の大多数は水道料金を納入期限内に支払っているものの、ごく一部の者は納入期限内に支払いがなされず未納となる。 市によると、未納事由 of 多くは納入通知	【措置を行わない(令和元年 11 月 11 日通知)】 無断転居による料金未納に対しては、転居先調査を行うなど未納整理に徹底して取り組んでおり、政令市平均と比較しても高い料金収納率を維持している。

書による方法において無断転居があった場合に生じるとのことである。このような分析をしているのであれば、市は水道料金の未納の発生を抑制するために使用者の納入方法に関して検討する必要があると考える。 (改善提案) 市においても様々な取り組みが行われているが、近年、未納が発生しやすい納入通知書による方法はおおむね4分の1で推移している。この割合は、他政令市との比較においては同程度の利用割合であるとの市からの回答ではあるが、市は他都市と比較しても市内外への転出入割合が高い状況にあることを鑑み、納入通知書による納付方法を減少させる方策を検討するなど、無断転居による料金未納を未然に防ぐためのさらなる取組みを検討されたい。 (水道局営業企画課)	また、これまでも納入通知書による納付方法を減少させる方策として、自動支払いの方法である口座振替等の利用促進に取り組んできたが、平成30年度から口座振替等のWEB手続きサービスを導入するなど、さらなる利用者拡大に努めている。
【意見 1-(3)-2】延滞金について 市は自身の責めに帰すべき事由により還付加算金を支払っている。一方、水道料金が納入期限通りに支払われない場合、すなわち使用者の責めに帰すべき事由がある場合は延滞金の徴収を行っていない。両者はいずれも責任がある者が事務手数料もしくは金利相当を負担するものである。また、延滞金は期限内に水道料金を支払っている使用者との均衡を図るために徴収する制度である。 過去に延滞金を免除することを決定した根拠のひとつとして、他都市においても延滞金を徴収していないことを挙げているが、現在は川崎市や神戸市のように政令市でも延滞金等を徴収する自治体がある。また、未納料金の発生に関しても、延滞金等	【措置を行わない（令和3年3月23日通知）】 今回、改めて検証したところ、事務作業などに係る徴収コストが過大となり、費用対効果の面から課題があると判断している。 また、事例として挙げられている川崎市や神戸市においても、事務負担の増加などの課題があると認識している。 現在、福岡市では給水停止などの未納抑止策により、収納率は99.7%と高い水準を維持しており、効果を発揮していることから、今後も同様の未納抑止策を継続していくこととする。

が徴収される場合は未納そのものを抑制する効果が期待できると考える。 (改善提案) 市は、他都市の状況や延滞金の徴収の実施に伴う経費と効果などを勘案し、改めて延滞金の免除の是非を検証することを検討されたい。 (水道局営業企画課)	
【意見 1-(3)-3】住民情報検索用端末へのアクセス権限について 水道料金の未納事由の多くは無断転居によるものである。このため、無断転居を把握した場合は速やかに転居先の調査を行う必要がある。 転居先の調査方法の一つに、住民情報検索用端末（以下、「検索用端末」という。）を使用して住民基本情報を照会する方法がある。検索用端末は、水道料金の徴収業務を効率的かつ効果的に行うために市が住民基本台帳法第 1 条等の規定によって市の市民局及び総務企画局から電子情報利用の承認を受けて、水道局の博多営業所に設置している。 検索用端末を使用する際に注意すべきことは、多くの個人情報に掲載されているため水道料金の徴収事務以外の目的の使用（目的外使用）を防ぐことである。この点、市は以下のとおり、条例においてそのような使用を禁止する条項を設けている。 今回の監査において、任意に 1 か月（平成 29 年 5 月度）を抽出して検索用端末にアクセスした履歴を閲覧し、アクセス権限被付与者を確認したところ 13 名に付与されていた。ただし、アクセス権限被付与者のうち 8 名しか検索用端末にアクセスした記録がなく、残りの 5 名は検索した履歴がな	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 端末の使用実態をもとに、平成 31 年 3 月からアクセス権限の付与者を必要最小限に絞り、適時登録することとした。

かった。このため、平成 29 年度の各人別のアクセス状況を市に照会したところ、1 年間で 0 日もしくは 1 日しかアクセスしていない職員、何か月もアクセスが無い職員がいるなど、必要な者に必要な時だけアクセス権限を付与してリスクを最低限に抑える取り組みは認められなかった。 このような付与の実態が生じる理由は、市によると、総務企画局においてアクセス権限の付与及び抹消が年間 4 回行われるものの、市では人事異動の場合以外は毎年 4 月にのみアクセス権限の付与及び抹消を申請していたためとのことである。 (改善提案) 検索用端末は、多くの個人情報に掲載されているため料金未納者の転居先の確認事務、新入居者調査等の水道料金の徴収事務に関する使用に限定しなければならず、当該目的以外の使用は禁止されている。このルールを徹底するための手段として、検索用端末にアクセスできる職員を必要最小限に絞り、当該職員以外はアクセス権限を付与しないことである。また、これを徹底するためには付与及び抹消の時期も厳密に管理し、アクセス権限の付与及び抹消を適時適切に行う必要があると考える。 市は、検索用端末にアクセスできる権限の被付与者を必要最低限にするために、適時にアクセス権限の付与及び抹消を行うことを検討されたい。 (水道局博多営業所)	
--	--

(4) 財産

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【指摘事項 1-(4)-1】 実地たな卸の方法について 会計規程において実地たな卸の際に、た	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 たな卸資産の実地たな卸については、会計規程に準拠し実施するよう所属職員に

な卸資産の購入，出納及び保管に直接関係のない職員2人以上を立ち会わせることとなっている。これは，たな卸実施者の数え間違いや数え漏れ等を防ぐとともに，通常の業務でたな卸資産の購入や出納，保管にかかわっている職員以外の目に触れさせることで物品の不正利用等を防ぐ目的もあり，規定に準拠した実施が必要である。 （是正の方向性） 市は，たな卸資産の実地たな卸の際の立会に当たっては，会計規程に準拠した人員で実施されたい。 （水道局整備推進課）	対し研修を行い周知徹底を図るとともに，平成30年度の実地たな卸は，会計規程に準拠した人員で平成31年3月に実施した。
【意見1-(4)-1】毒物等の取扱いに関する内規について 市が保有するたな卸資産の中には，業務上毒物及び劇物（以下，「毒物等」という。）が含まれている。毒物等に関しては「毒物及び劇物取締法」において取扱い等が定められている。 つまり，市には①毒物又は劇物の盗難・紛失・漏洩等を防ぐ措置，その他取扱い，②毒物又は劇物の容器及び被包における表示，③事故の際の措置を遵守することが求められる。この点は，市は水道水質センター及び5浄水場においてそれぞれ内規を定め，法令を遵守するように努めている。 それぞれの内規を閲覧したところ，上記の①～③を細分化してi)責任者の設置，ii)保管の方法，iii)受払の方法，iv)棚卸の方法，v)容器の表示方法及びvi)事故の際の措置という6つの項目を設けていた。しかしながら，6つの項目は必ずしも各場等の内規にすべて記載されておらず，記載が漏れている項目があった。 各場等のそれぞれの内規に関して，6つ	【措置済（令和元年11月11日通知）】 毒物等について，今後とも法令に基づき適切な取扱いが行われるよう，内規の記載項目を統一し，3場の内規に「容器の表示方法」及び「事故の際の措置」の項目を追加した。

の項目の記載の有無は以下のとおりである。v) 容器の表示方法及びvi) 事故の際の措置に関して、3 場（乙金浄水場，多々良浄水場，夫婦石浄水場をいう。）は記載がなかった。 容器の表示方法に関して現状を質問したところ、別途作成しているマニュアルに基づき法令通り「毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字，劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示」（毒物及び劇物取締法第 12 条第 1 項）を遵守しているとのことで実害は生じていない状況であった。 しかしながら、内規に明文化していないと担当者が法令を熟知していない者に変更があった場合に法令が遵守されないリスクがあるため内規への明文化が必要と考える。 （改善提案） 市は、毒物等の取扱いの内規に関して法令に照らして記載の十分性を検討されたい。 （水道局水道水質センター）	
【指摘事項 1-(4)-2】固定資産の除却漏れについて 会計規程のとおり固定資産の除却に当たっては、固定資産異動報告書を作成することや管理者の決裁を受けることなど所定の手続を行う必要がある。しかしながら工具器具及び備品の2件については現物が確認できなかった。2 件については固定資産台帳からの除却手続きが行われていなかったものである。 （是正の方向性） 市は、上記の除却漏れの固定資産について速やかに除却手続をされたい。また、除	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 平成 30 年度に「機械及び装置」及び「工具器具及び備品」のうち耐用年数が経過した資産について、固定資産台帳と現物との突合調査を行い、除却漏れが判明したもののうち、予算措置を伴わずに除却処理が可能なものについては、平成 30 年度に除却処理を行った。 また、令和元年度には、「機械及び装置」及び「工具器具及び備品」のうち、耐用年数が経過していない資産について同様の調査を行い、除却漏れが判明したものについては、予算措置が必要なため、平成 30

却手続について水道局内に周知するとともに、除却漏れの固定資産の有無を調査されたい。 (水道局経理課)	年度の調査で除却できなかったものとあわせて、令和元年度9月議会において予算の補正を行い、除却処理を行っている。
【意見 1-(4)-2】固定資産の管理シールの貼付について 今回の現場視察において抽出で実査を行った結果、工具器具及び備品2件について資産番号を記載した管理シールが貼付されていなかった。管理シールの取扱等については明文化されていない。しかしながら、工具器具及び備品などのように移動が容易であるものは紛失リスクに備えるためにも資産番号を記載した管理シールを貼付する必要があると考える。 また、使用状況や設置状況等により管理シールを貼付している資産と貼付していない資産があることについても対応が望まれる。 (改善提案) 工具器具及び備品などのように移動が容易な固定資産に関して、管理シールを貼付することを検討されたい。 また、使用状況や設置状況等により管理シールを貼付していない現状を整理し、管理方法を一元化するために、管理シールの貼付に関して明文化することを検討されたい。 (水道局経理課)	【措置済（令和3年3月23日通知）】 現物確認をした「機械及び装置」及び「工具器具及び備品」について、貼付困難な資産を除き管理シールを貼付した。 また、登録方法や管理方法について、明文化した「固定資産管理の手引き」を令和元年度に作成した。
【意見 1-(4)-3】固定資産の減損会計に関連する規定について 市においては、毎事業年度固定資産の減損会計の検討を行い、減損損失を計上する必要がないか確認しなければならない。この検討のためには、固定資産のグルーピング、減損の兆候、減損の認識、減損金額の	【措置を行わない（令和元年11月11日通知）】 平成26年度の制度改正時に、「水道局の事業については、事業全体でキャッシュ・フローを生み出していることから、全体の資産を一体のものと判断したうえで、安定した経営状況を維持していることから、減

測定、会計処理等の内容を定めておくべきである。 今回の監査の検討では減損損失の計上漏れ等は認識されなかったが、減損会計に関する規定等がなく、適切な検討が実施されないリスクがある。 (改善提案) 適切な減損会計の検討ができるように、検討方法等の規定等を定めることが望ましい。 (水道局経理課)	損の兆候は見られないと判断している。 用途廃止した水道施設跡地等の普通財産については、量的・質的に重要性が乏しいことを勘案して、別途グルーピングはしない。」と方針を決定しており、今後もこれを継続していくこととする。
--	---

(5) 経営戦略

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 1-(5)-1】 将来見通しの前提について 経営戦略における「投資・財政計画」について、主要な将来見通し項目の1つとして、更新需要等の投資額（以下、「投資額」）がある。 投資額を推計するに当たっては、過度になりすぎない範囲で慎重に想定しうるコストを含めることが望ましい。例えば物価及び人件費の上昇によるコスト増は想定しうるコストに該当するものと考えられる。したがって、投資額の試算に当たっては物価及び人件費の上昇によるコスト増を織り込むべきものと考えられる。また、「投資計画」のみならず「財政計画」における経費等に関しても物価上昇の影響を見込むことが望ましい。 しかしながら、現在の「投資計画」及び「財政計画」は物価上昇を見込んでいない。この理由は、市によると、策定時前の8年間（平成20～27年度）の消費者物価指数が、消費税増税分を除いてほぼ変動が無かったためということである。	【措置を行わない（令和元年11月11日通知）】 将来見通しの前提については、物価上昇率は毎年累積していくこととなり、長期の計画となると、実際の状況との乖離が大きくなるおそれがあったため、経営戦略の策定においては見込まなかったものである。 次期の経営戦略策定の際には、その時点の消費者物価指数や建設工事費デフレーター等の状況を踏まえながら、「投資計画」及び「財政計画」の試算方法を検討・判断することとし、現経営戦略期間中は措置を行わない。

他方、市が工事の予定価格を算定する場合は国の建設単価によって積算している。政府統計ポータルサイト（e-Stat）の建設工事費デフレーター（2005 年度基準）（※）においては、市が消費者物価指数を使用した期間（平成 20～27 年度）と同期間において、公共事業が 2.2%上昇している。 ※ 建設工事費デフレーターとは、建設工事に係る市場価格の動向をみるために名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で国土交通省が毎月作成、公表しているものである。なお、消費税は算定に含めていない。 また、市の下水道事業において策定している経営戦略では物価上昇を投資額に織り込んでいる。同じ市の公営企業が策定する経営戦略において、重要な前提条件である物価上昇に関する方針が相違している。 経営戦略は起こり得る事象を想定した上で事業が持続可能であることを見通すための手段であるため、物価上昇を織り込んだ計画を策定することが望ましいと考える。 （改善提案） 市は、過度になりすぎない範囲で想定しうるコストを含めるために物価上昇を見込んだ投資額等の支出を算定した「投資計画」を試算することを検討されたい。 （水道局経理課）	
【意見 1-(5)-2】経営戦略の期間について 市が策定した経営戦略は、前述のとおり、収支見通しでは黒字が続いている。また、投資が増えることによって資金残高が減少するものの借金は資金の減少以上に減少する内容となっている。 しかしながら、市の人口推計は「福岡市人口ビジョン」によると経営戦略の終期で	【措置を行わない（令和元年11月11日通知）】 現行の水道ビジョン（福岡市水道長期ビジョン 2028）は、アセットマネジメント手法等を活用し、超長期の投資計画等を見通したうえで今後 12 年間の計画期間における具体的な取組みを示したものであり、国の推奨する期間（10 年間）も満たして

ある平成 40 年度の 7 年後の平成 47 年度にはピークを迎える。その後は減少に転じるものと見込まれている。また、節水機器の開発は今後も続くと考えられ、いずれも水需要の減少につながる要因である。 このような状況を踏まえると、住民と議会に対して説明することが前提の経営戦略が、平成 40 年までの 12 年間で十分かは定かではない。資金残高が半減する不安要素や水道施設の大半を占める管路の更新サイクルを 40 年という期間にしていることを勘案すると、12 年間の経営戦略は十分な情報を提供していないものとする。また、前述の「【意見 1-(5)-1】将来見通しの前提について」に記載のとおり、現在は見込んでいない物価上昇を織り込むと資金は現在の見通しよりも減少する点もある。 (改善提案) 経営戦略の策定期間について、市は、管路などの主要な固定資産の更新サイクルを勘案した期間であるべきで、管路の法定耐用年数である 40 年を基本とし、平均残存耐用年数の期間を考慮しながら経営戦略を策定すべきものとする。当該経営戦略を策定することによって市の水道事業の持続可能性を検証することを検討されたい。 なお、総務省の「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」報告書においては、策定上の留意点として投資計画は最低 10 年間、可能な限り長期間（30～50 年超）、財政計画は最低 10 年間、可能な限り長期間（※）の試算を行うことを推奨しており、留意されたい。 ※ 投資計画では、可能な場合の長期間として 30～50 年超の記述がある。一方、財政計画では収入の試算は長い期間を合理	いる。 長期間の経営戦略となると、物価上昇率など実際の状況との乖離が大きくなるおそれがあるため、現行の期間設定は適当であると考えている。
--	--

的に予測することは困難であることが多いとして、具体的な年数を記載していない。ただし、同報告書では「可能な限り長い期間で試算し、将来的な更新需要と整合性を図る（たとえば、長期的に大幅な収支不足が生じていないかのトレンドを把握する）ことも重要である」という記述があることに留意が必要である。 （水道局経営企画課）	
--	--

（６）人材育成

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 1-(6)-1】人材育成計画について 公営企業の技術の継承に関する問題は、全国共通であり今後深刻化が予想される。市の水道事業も同様の状況であるため、人材育成計画において個別具体的な達成すべき目標を掲げることが必要と考える。 （改善提案） 市は、人材育成計画の実効性を高め市の水道事業に係る技術の継承を確実に遂行するために、人材育成計画において個別具体的な達成すべき目標を掲げ、これを達成することを目的とした計画に見直すことを検討されたい。 （水道局総務課）	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 人材育成はＯＪＴ（仕事を通じた職員の指導育成）を基本としており、各所属においてＯＪＴの個別具体的な目標の策定を行った。

（７）ＢＣＰ

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 1-(7)-1】水道施設の監視状況について 市では事故・テロ等の対策として、不審者侵入防止対策の推進や水道原水の監視の強化を主要事業として実施している。また、この対策の目的は水道水の安全性を確保することである。 このような目的を達成するために、水道施設では巡回・機械警備、カメラによる監視	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 現在使用している監視カメラの機能等を検討し、録画機能のない全ての施設について、録画機能を整備する。

視などにより、不審者侵入防止対策をしている。しかしながら、視察時に訪れた水道施設の監視カメラは、複数の地点に設置されているものの、モニターが1つしかなく画面を分割して同時に複数の地点を見るようにする分割機能がなかった。また、当該監視カメラには録画機能が無いため、万一の事故や災害などが生じた場合において、監視カメラで発生時の状況を知ることはできないものであった。 視察した水道施設以外においても調査したところ、水道施設の大半には録画機能及びモニターの分割機能を有していたが、録画機能及びモニターの分割機能を有していない監視カメラを使用している水道施設が1箇所、モニターの分割機能は有するものの録画機能を有していない監視カメラを使用している水道施設が1箇所存在した。 (改善提案) 市は、水道施設の監視方法として現在使用している監視カメラの機能等の十分性を検討されたい。なお、録画機能のない水道施設のなかには無人管理の水道施設もある。当該水道施設に関しては特に慎重に検討されたい。 (水道局浄水調整課)	
---	--

(10) 公益財団法人福岡市水道サービス公社について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 1-(10)-1】公社への業務委託の必要性及び事業の方向性等について 市は平成 26 年 3 月に、経営効率化を掲げ、市と公社の組織を一体的に整備し、平成 29 年度の大幅な業務委託の削減に至っている。ただし市は、一定の成果をあげてきたとしつつ、引き続き必要な見直しを行う必要があるとしており、「外郭団体のあり	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 水道サービス公社については、設立以降社会経済情勢等の変化に対応しながら、局と公社をあわせた全体として、より最適な組織体制となるようこれまでも随時見直しを行っている。 現在、水道法の改正など、水道事業を取り巻く社会環境が変化している時期であ

方に関する指針」において、公社を「事業の内容などを検討する団体」として、位置付けている。 したがって、今回の監査において、前述の「外郭団体のあり方に関する指針」「5 検証の視点」の各視点（事業の必要性、外郭団体で事業を行うことの妥当性、本市の財政的・人的関与の妥当性、団体の効果的な活用、団体運営の透明性等の確保をいう。）に基づき、公社の現況等を整理することとした。その結果は以下のとおりである。 （改善提案①） 市の「外郭団体のあり方に関する指針」の「5 検証の視点」にあてはめて検討した結果、公社への業務委託の必要性、メリットを見出しがたい点がある。また、市が主張する公社を通じて事業を実施するための技術的なノウハウが必要であれば、ノウハウを計画的に継承するためのスケジュールの策定が不可欠であるが、現状、このような計画は策定されていない。公社の固有職員の年齢からすると、ノウハウが継承できる期間は数年と見込まれるため、速やかに計画を策定しないと安定的な水道事業の継続が懸念される状況である。 市は、あらためて、公社への業務委託の必要性、メリットを検証されたい。 また、ノウハウを継承するためのスケジュールを策定することを検討されたい。 （改善提案②） 自主事業である簡易専用水道等定期検査は、公社が実施する一定の意義が認められる。したがって、改善提案①のように公社への業務委託の必要性、メリットを検証し、それらを見出せない場合は、公社は自主事業である簡易専用水道等定期検査のみを実	り、今後の公社の活用については、それらの状況を踏まえながら、市の「外郭団体のあり方に関する指針」の検証の視点も踏まえ、公社への業務委託の必要性やメリットを検証したうえで、必要に応じて見直しを行う。
---	---

施し、市は民間企業同様に一検査機関として、公社との関係を保つこともあると考える。ただし、その際には、以下の２点に留意が必要である。 １点目は、市の業務委託を実施していないため、引き続き、市が、市の条例等に基づき、公社の管理部門等に派遣する職員の人件費を負担することはできなくなることである。すなわち、公社は、市の派遣職員に係る人件費をすべて負担する必要があることである。ただ、この場合においても、市の外郭団体が実施する事業という観点からは、本自主事業が民間と完全に競合することから、その事業実施の必要性について検討されたい。 ２点目は、市の外郭団体である以上、外郭団体としての管理が必要となるため、引き続き、市及び水道局において、管理コストが生じることとなる。公社単独で事業性（損益）が確保出来ていても、市が負担する部分を合算したトータルコストの観点では、異なる結果が想定される。公社単体での損益に基づく管理のみならず、市において生じている公社管理コストを加味した指標を設定することについて検討されたい。 （改善提案③） 市は、今後、改正水道法において新たに制度設計がなされた官民連携や広域自治体連携事業等の実施可能性について検討を実施することとなる。この改正水道法対応に関する検討の場合において公社を活用する可能性も考えられるが、その場合においても既存の公益財団法人としての公社の活用を前提とするのではなく、公社の株式会社化など組織変更も含めた検討を行うべきである。	
---	--

市は、今後、今回の監査人の検討と同様に公社に関して、市の「外郭団体のあり方に関する指針」の「5 検証の視点」にて検討を実施し、公社への業務委託の必要性並びに事業の方向性等を見直すことを検討されたい。なお、公社を活用することとする場合は、活用に向けたロードマップを策定するなど、期限を決めて運用する必要がある。 加えて、今回の監査における検討結果は、「外郭団体のあり方に関する指針」の位置づけである「事業の内容などを検討する団体」よりも踏み込んだ見直しが必要とされるものであったため、市は「外郭団体のあり方に関する指針」の見直しを検討されたい。 (水道局経営企画課)	
【指摘事項 1-(10)-1】公社に対する貸付料の減免について 自治体の財産を貸付ける場合は、あらかじめ規定等において定めた基準で使用料を徴収する必要がある。例外的に、使用料を減免する場合においても、あらかじめ減免に相当する理由があるものとして規定等で定めた基準に該当する場合に限られる。また、減免の決定は、歳入の減少に直結するため、慎重に判断すべきである。しかし、市が、公社に対して行った公有財産の貸付けに関する貸付料の減免は、減免の基準に該当しないものと考えられる。 この貸付の減免の理由書を閲覧すると、減免する理由として、貸付をする土地を公社が月極駐車場として使用し、公社の駐車場事業が、営利を目的とするものではなく、公社が実施する公益目的事業の財源にするという内容であった。また、適用した規定	【措置済（令和3年3月23日通知）】 公社への貸付に関する使用料の減免は、令和2年度より廃止することとした。

は、福岡市水道局公有財産規程第 28 条第 3 項によっていた。 しかしながら、収益事業に使用する財産の貸付料を減免したことにより稼得した利益が公益目的事業の財源となることになる。収益事業に使用する財産の減免を認めることになれば、公益法人に対する貸付料減免に関する制限はなくなることになる。 公社が借受けた土地を使用した月極駐車場事業は収益事業であり、公益目的事業に直接使用されていない。 また、減免率を本来の貸付料の 5 分の 1 にする理由が、特段の状況の変化がないため、従来から適用している減免率を使用するという内容は、前例踏襲であり、減免に当たり十分な検討がなされていないといえる。 (是正の方向性) 市は、公社への貸付に関して使用料の減免の是非を検討されたい。 (水道局経営企画課)	
【意見 1-(10)-2】財産処分等に関する規程について 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）によれば、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財を重要な業務執行と位置付け、理事会の専決事項とし、理事に委任することができないこととされている。 この制度が設けられている趣旨は、団体の財産的基礎に影響を与える重要な財産の処分及び譲受けや多額の借財は、理事の判断で実行されることなく、理事会という会議体の決定事項とすることによって、慎重な意思決定がなされるとともに、資産の私的流用等を未然に防止するためのものであ	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 財産処分等に関する規程については、令和元年 5 月開催の理事会において、理事会で決定すべき重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定に関して、その具体的な範囲について定める規程を制定した。

る。なお、「重要な財産」に関しては、金額的重要性だけではなく、たとえば、金額的に重要ではなくても団体の事業に欠かせない財産の売却など、質的重要性がある財産も含まれる。 一般的に公益法人等の多額の私的流用等の不正を防止できなかった原因の一つに、「重要な財産」や「多額の借財」の具体的な基準を定めていなかったことが考えられている。あらかじめ具体的な基準を定めていれば、案件が理事会の決定事項とすべきか否かは明らかになり、理事会に諮らなかった場合には、その責任が追及されることになる。 しかしながら、現状、公社の規程等に、「重要な財産」や「多額の借財」の具体的な基準は定められていない。理事に委任することができない業務執行に関する規程等の整備が十分ではなく、金額的重要性や質的重要性に関する解釈が理事によって異なるリスクがあるため、これらの具体的な金額や質的重要性を規程等で整備することが望まれる。 (改善提案) 理事に委任することができない業務執行に関する規程等の整備が十分ではなく、金額的重要性や質的重要性に関する解釈が理事によって異なるリスクがあるため、これらの具体的な金額や質的重要性を規程等で整備することを検討されたい。 (福岡市水道サービス公社管理課)	
---	--

【意見 1-(10)-3】 役員の兼務状況の確認について 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）によれば、公益法人の理事、監事及び評議員が、他の公益法人の取消原因となった事実に係る業務を行う理事を兼務していた場合、他の公益法人の公益認定が取り消されると、本法人の公益認定についても取り消されるとされている。いわゆる連座制(※)に関して定めた条文である。 ※ 連座制とは、犯罪行為等に関して、当該行為者等のみならず、特定の関係者等にも責任を追及する制度をいう。この場合は、公益法人の役員が、他の兼務する公益法人の業務の執行によって、当該他の公益法人の認定が取り消された場合、本来の公益法人の認定が取り消される連鎖が生じるものである。 このような公益法人の認定の取り消しの連鎖に関するリスクを未然に防ぐためには、定期的に、役員の兼務状況について確認する必要がある。 しかしながら、公社は、平成 25 年度の公益認定申請時、役員改選時、あるいは、新任の役員に関しては就任時に、役員の兼務状況を確認していたものの、定期的な確認はしていなかった。 （改善提案） 役員の兼務状況を確認していない場合、兼務先の公益法人において問題等が発生している場合においても方策を講じることが出来ず、無用に公益認定の取り消しリスクを抱えることとなる。複数の公益法人の役員を兼務する役員は、毎年のように兼務状況が変わることもあり、少なくとも、年に	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 役員の兼務状況の確認については、理事会、評議員会での承認の上、令和元年 6 月から、年 1 回、評議員及び役員への兼職届の提出を求めることとした。
---	---

1回は役員等の兼務状況を確認することを検討されたい。 (福岡市水道サービス公社管理課)	
---	--

(11) 工業用水道事業

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 1-(11)-1】資金繰りについて 経営戦略の策定によって、収支がマイナスになる場合や資金繰りに問題が生じる場合は、経営改善策を検討し、経営戦略を見直すことや経営改善策に関する取組み等を記載する必要がある。 工業用水道事業の将来見通しは、収支、累積損益及び資金残高において経営上安定した結果とはなっていない。しかし、計画期間中に累積損益や資金残高がマイナスにならないこともあり、抜本的な経営改善策などは記載されていない。 また、満期一括償還方式の企業債の活用は分割返済の場合と比べて返済を将来に繰り延べることであり工業用水道事業の健全性が懸念される。 (改善提案) 市は、満期一括償還方式の企業債の返済時期までを見越した将来計画を試算することを検討されたい。 (水道局経理課)	【措置を行わない(令和元年 11 月 11 日通知)】 資金繰りについては、経営基盤強化のため、新規ユーザーの獲得などの増収策にも取り組むとともに、償還のための資金確保も図っているところである。 そのため、企業債の具体的な償還時期については、増収策や資金確保の取組みの進捗も踏まえながら、次期の経営戦略の策定に合わせて検討するため現経営戦略期間中は措置を行わない。
【意見 1-(11)-2】収支均衡に向けた取組みについて 経営戦略による「投資計画」と「財政計画」は、公営企業が実施する事業の持続可能性を可視化するものといえる。その目安の1つとして、純損益の黒字があり、赤字が発生している場合の当該赤字の部分を	【措置を行わない(令和元年 11 月 11 日通知)】 収支均衡に向けた取組みについては、経営基盤強化のため、新規ユーザーの獲得などの増収策にも取り組んでいるところである。 そのため、「収支ギャップ」を解消する

「収支ギャップ」と定義されている。 総務省の「経営戦略策定ガイドライン改訂版」によると、「収支ギャップ」がある場合、「「収支ギャップ」解消に向けた取組の方向性等が記載されていることが必要」としている。具体的には、「収支ギャップ」を解消するための料金改定や具体的な投資の合理化等の経営改善策についての記載が必要である。 しかしながら、「福岡市工業用水道長期ビジョン2028」には、投資の合理化や経費の削減の記載はあるが、経営改善のための詳細な施策やスケジュールなどは記載されていない。 (改善提案) 市は、「福岡市工業用水道長期ビジョン2028」に関して、「収支ギャップ」を解消するための具体的な施策やスケジュールについて記述することを、次回の見直し時期までに検討されたい。 (水道局経理課)	スケジュールについては、取組みの成果を踏まえ、次期の経営戦略策定の際に検討するため現経営戦略期間中は措置を行わない。
---	---

2 下水道事業

(1) 決算

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【指摘事項 2-(1)-1】貸借対照表の正確性の確保について 貸借対照表の正確性は、予算執行が適時、適切に会計処理されることにより確保される。したがって、適切な決裁手続を経て行われた予算執行であっても、その会計処理が適時適切に行われなければ、貸借対照表の正確性は確保できなくなる。その正確性を確認するためには、定期的に記載金額の根拠となる管理資料等との照合が重要であるが、下水道事業では現状、複数の勘定科目でこのような照合が行われていない。こ	【措置済（令和元年11月11日通知）】 下水道事業の会計については、適正処理に努めているが、内部チェック体制の仕組みに不十分な点があった。 指摘を受けた不一致箇所については、調査を実施し、原因が特定でき、かつ予算措置を伴わずに修正可能な項目については、平成30年度に振替処理等を行った。 その他の項目については、令和元年度9月補正により予算措置の上、振替処理を行った。 なお、財務会計システムの金額と各管理

のため、貸借対照表の勘定科目のうち、管理資料等の合計金額と一致していない勘定科目がある。当該不一致の発生原因の多くは監査時点において不明である。このように資産及び負債の根拠を確認できない状況では、平成 29 年度の下水道事業会計の貸借対照表の正確性が確保されていない。 市の説明によれば、固定資産やその財源に関する情報は固定資産台帳管理システムにて管理しているが、当該システムにおいては、貸借対照表残高を検証するための仕組みが十分整備されておらず、またそれを補完する資料も未整備であったことから、包括外部監査人の検証作業に耐えうる適切な資料を渡せなかった。差異の可能性及び原因については、システム開発業者の協力を要請して調査中とのことである。 貸借対照表を含んだ下水道事業の決算書は料金改定のみならず将来見通しの拠り所ともなる重要な役割を担っている。決算書が監査委員の審査に付す必要があるとともに議会の認定に付さなければならないこととなっているのもこのような役割を担っているからである。したがって貸借対照表に記載される金額の正確性は、市が自ら責任を持って確保する義務がある。 (是正の方向性) 市は、決算書が料金算定など重要な意思決定を検討する際の客観的な基礎資料などになることを踏まえ、貸借対照表の作成に当たっては会計システムの金額と管理資料等の合計金額とを照合されたい。また、両者が一致しない場合あるいは内訳に不明残高などがある場合には、調査及び当該調査に基づく修正等により貸借対照表の正確性を確保されたい。	資料の金額とを照合・検証する仕組みが脆弱であった。 今後、照合・検証を十分に行うことができるシステムを構築し、会計業務における確固たる内部統制を整備する。
---	---

また管理システムについては、特定時点の残高が容易に検証できるシステムであることを要件とすべきであり、貸借対照表残高の検証を可能とする管理システムの構築を検討されたい。 なお、本件の指摘は決算書の作成に関する内部統制に不備があることを意味している。多くの勘定で残高を確認する資料がなく、内部統制の整備にも支障をきたしている。今後導入されることとなっている自治体内部統制制度に対応するためにも、市は決算書の作成に関する内部統制を構築しなければならないことに留意し是正に取り組まれない。 (道路下水道局経理課)	
【指摘事項 2-(1)-2】現物確認の際の作成書類について 市によれば、定期預金証書の現物確認は、平成 29 年度決算のために平成 30 年 4 月 6 日に経理課職員が貸金庫に赴いて実施したとのことであった。しかし、口頭により報告しているため、報告書等の書類は作成していないとのことであった。 よって、定期預金証書の確認日、確認者、現物を確認した旨などを記載した書類が作成されていないため、現物確認を実施していることが明らかではなかった。 (是正の方向性) 市は予め定期預金証書の確認の際に、確認日、確認者、確認した旨などを記載した書類を作成されたい。 なお、定期預金証書のような現金同等物等は、確認日、確認者、現物を確認した旨などを記載した書類を作成していない場合、紛失等の事故があった時に、発生日や原因を特定することが困難となることに留	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 定期預金証書については、市内金融機関の貸金庫に保管、管理している。 令和元年度から、様式「貸金庫保管物現物確認簿」を新たに整備し、これにより現物確認について記録することとした。

意されたい。 (道路下水道局経理課)	
【指摘事項 2-(1)-3】破産更生債権の表示について 地方公営企業法施行規則では、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものは、投資その他の資産に区分して計上する必要があるが、決算書では、投資その他の資産区分に破産更生債権等として計上していなかった。 破産更生債権に対してはすでに貸倒引当金は引き当て済みであるが、債権の区分は一年内に弁済を受けることが出来るか否かで判断すべきである。 (是正の方向性) 未収金について、滞納状況の調査を行い、決算の調製の際には、破産更生債権に該当するか否かについて検討した資料を作成し、決算資料として保管されたい。 また破産更生債権に該当するものは、対応する貸倒引当金と共に投資その他の資産区分に計上されたい。 (道路下水道局経理課)	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 破産更生債権に計上すべき債権について検討を行い、当該債権に計上すべき債権額を整理した。 令和元年度中に、規程の改正を行い、新たに当該区分の勘定科目を創設の上、計上することとした。
【意見 2-(1)-1】滞留債権の回収努力について 最も大口の滞留債権としてスーパー銭湯を営んでいた事業者への債権が平成 29 年度末残高で 72,872 千円あるが、現在は毎週約 1 万円の入金に留まっている。 (改善提案) すでに会計上は債権金額に対して貸倒引当金を全額引き当ててはいるが、倒産には至っていないとして不納欠損処分は行って	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 滞納法人の代表者に対し、納付を増額するよう指導しており、より一層の債権回収に努める。

おらず、多額の滞留債権 72,872 千円が残っているので、より一層の回収に努められたい。 (道路下水道局水道料金課)	
【意見 2-(1)-2】 その他投資と企業債の予算編成について 本来、その他投資と企業債は、前者は投資活動に係る取引の結果であり、後者は財務活動に係る取引の結果であるから、お互い異なる経済的な性質をもつ取引であるが、現状ではその他投資の預入と取崩が企業債の償還金にまとめて予算編成されている。 その他投資が企業債償還のために使用されることを理由とした予算編成であるが、結果としてその他投資の預入と取崩についての予算を把握することが出来ない。また企業債の償還金の予算と決算にその他投資に関連する取引が含まれることで、企業債の明細や企業債の注記と企業債の償還金が一致していない。 その他投資の残高は 141 億円と多額であり、その取引についても預け入れが 48 億円、取り崩しが 54 億円と下水道事業にとって最も多額の取引である。そのような重要な取引をひとまとめにして企業債償還金に含めることなく、独立した予算科目で明確に予算編成すべきである。 (改善提案) その他投資の預入による支出は資本的支出として、その他投資の取崩による収入は	【措置済（令和 3 年 3 月 23 日通知）】 償還金積立金の一般会計基金への預入については、現金の支出を伴うことから予算化していたが、償還時における取崩については、振替処理によって行うため予算化していなかった。 令和 3 年度からは、より分かりやすい予算編成とするため、その他投資の預入による支出は資本的支出として、その他投資の取崩による収入は資本的収入として、企業債の償還金とは独立した項目で予算編成することとした。

資本的収入として、企業債の償還金とは独立した項目で予算編成すべきである。償還金は企業債の償還金のみで予算編成すべきである。結果として予算執行による決算額は、貸借対照表のその他投資と企業債の増減と整合することになるので、財務諸表における各明細や注記との整合性に留意した決算調整を検討されたい。 (道路下水道局経理課)	
【意見 2-(1)-3】雨水処理に要する経費の算定方法について 下水道事業の費用のうち、雨水処理に係る費用は公費負担となり、一般会計からの繰出金が充当されるため、下水道事業の会計において雨水処理に係る費用の算定は重要な要素である。 雨水処理に係る費用の算定方法については自治省財政局準公営企業室長通知の別紙「雨水・汚水経費区分基準」に記載されているが、まず補修費については管渠に係る補修費以外、区分の方法自体が定められておらず、区分基準に基づいていなかった。また下水道事業全般に係る総係費についても基準に記載されている「管渠、ポンプ場及び処理場に係る維持管理費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均」して得た割合ではなく、雨水 50 : 汚水 50 と半々に区分されていた。 (改善提案) 区分基準にもあるように、補修費は固定資産に係る費用であることから減価償却費に応じて区分すべきであるし、総係費は下水道事業費全般に係る費用であるから、「管渠、ポンプ場及び処理場に係る維持管理費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均」して得た割合で区分す	【措置を行わない(令和元年 11 月 11 日通知)】 補修費については、管渠に係るもの以外は、修理内容や修理箇所に応じて区分しており、妥当なものと考えている。 総係費については、本庁舎の使用料や広報経費、国際貢献経費など、雨水・汚水両方の内容を含む経費であることから、財政局（一般会計）とも協議の上、雨水 50 : 汚水 50 の割合としており、妥当なものと考えている。

ることが望ましい。 (道路下水道局経理課)	
【意見 2-(1)-4】雨水処理負担金の会計処理について 雨水処理に係る費用のうち、3,126,523 千円は支払利息及び企業債取扱諸費であり、損益計算書上は営業外費用に計上されている。 しかし、当該費用の財源となる一般会計からの繰入金（雨水処理負担金）は営業収益に計上されている。 営業外費用の財源となる収益は営業外収益で計上されるべきであるが、営業収益で計上されているため、雨水処理負担金を営業外収益で計上する場合よりも営業利益が 3,126,523 千円多く計上されることになる。 損益計算書にとって、営業収益から営業費用を控除した営業利益、営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を控除した経常利益は、事業の運営成績を表す重要な指標であるため、営業費用の財源となる収益は営業収益で、営業外費用の財源となる収益は営業外収益で計上することが望ましい。 (改善提案) 営業外費用の財源となる一般会計からの繰出金は営業外収益で収益計上を検討されたい。 (道路下水道局経理課)	【措置を行わない(令和元年 11 月 11 日通知)】 平成 24 年 10 月 19 日付け総務省公営企業課長通知「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」の中で、公共下水道事業の勘定科目が示され、雨水処理負担金は営業収益とされており、他都市も同通知によって処理していることから、本市においても営業収益としているものであり、措置は行わないこととした。

【指摘事項 2-(1)-4】児童手当に要する経費への負担金の計算誤りについて 平成 28 年度の児童手当に要する経費への負担金については、正しくは 10,532,282 円であったが、児童手当に要する経費を 3,252,720 円過小に算定し、7,279,552 円の繰入金を受けていた。 これは児童手当に要する経費を算定する過程における事務ミスを原因とするものであり、児童手当は職員数や児童手当の制度そのものに変更がなければ増減するものではないので、予算と実績の比較や繰入金の期間比較などを実施すれば容易に発見することが出来る誤謬である。 (是正の方向性) 今後は児童手当に要する経費の算定に誤りがないかのチェック体制に関する内部統制を構築し、費用の計上と繰入金に誤りがないように留意されたい。 (道路下水道局経理課)	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 平成 28 年度の児童手当に要する経費への一般会計からの負担金については、地方公営企業繰出基準に則り改めて算定を行い、差額について一般会計に請求し、収納済みである。 なお、算定にあたっては、基礎数値の確認や予算・前年度実績との比較を複数の職員で行い、チェック体制の強化を図っている。
【意見 2-(1)-5】退職手当の下水道事業での負担について 福岡市の水道事業では職員の退職手当は水道事業で負担しているが、福岡市下水道事業における退職手当はすべて一般会計が負担している。人件費のうち給与手当、期末手当、勤勉手当等は下水道事業で負担しているが退職手当のみは一般会計の負担となっている。 下水道使用料の適切な設定のためには下水道事業に従事する職員の人件費はすべて下水道事業で負担すべきであり、退職手当を一般会計が負担しているのは望ましくない。 下水道事業では下水道設備の整備や企業債の償還のために資金不足が続き、平成 27	【措置済（令和 3 年 3 月 23 日通知）】 下水道事業の現況に鑑み、財政局等と協議の上、退職金については一般会計の負担としていたが、近年、下水道事業における資金収支が改善し、自立経営が可能となっていることや、他都市の状況を踏まえ、総務企画局等と協議した結果、令和 3 年度からは退職手当を下水道事業会計で負担することとした。

年度までは一般会計からの出資金を受け取ってきた経緯があり、人件費の一部負担はやむを得ない事情があったと考える。しかし、資金繰りの改善により、下水道事業では自立経営が可能な状態となり、資金余剰も発生してきている。 そのような状況で退職手当を一般会計が負担する経済的合理性はなく、水道事業と同様に下水道事業に従事する職員の退職手当は下水道事業で負担すべきである。単純な仮定のもと試算すると、下水道事業における年間の退職費用は169百万円となり、多額の費用を一般会計が負担している。 (改善提案) 適切な料金設定を行うためには下水道事業が負担すべき費用は下水道事業で負担すべきである。他の政令指定都市でも職員の退職手当は下水道事業が負担している事例が多いことを考慮し、適切な費用負担により適切な料金設定を行うため、福岡市下水道事業においても退職手当の負担について検討されたい。 (道路下水道局経理課)	
【意見 2-(1)-6】退職給付引当金の設定について 下水道事業において職員の退職手当を負担する場合、将来の退職手当の支給に備えて退職給付引当金を計上する必要がある。 それぞれ独立した企業であるため、必ずしも引当方法を水道事業に合わせる必要はないが、水道事業と同じ方法で退職手当を負担するのであれば、同じ方法で引当金を計上することが実務上は便宜的であると考え。 水道事業においては年度末の職員の退職手当の要支給額に相当する額を計上するこ	【措置済（令和3年3月23日通知）】 職員の退職手当は一般会計が負担していたため、退職給付引当金は計上しておらず、その旨は予算書に注記していた。 令和3年度からは退職手当を下水道事業会計が負担することとしたため、退職給付引当金についても計上することとした。

ととしているので、算定のために必要な資料やデータについては水道事業を参考するなど、適切な退職給付引当金を計上されたい。 (改善提案) 退職給付引当金の算定方法は自治体によって色々な事例があるが、人事担当部署より個人別の退職手当データを入手し、個人別に要支給額を算定する方法が適切である。ただし、事務処理の手数も考慮して簡便的な方法を採用している事例もあるので、水道事業の算定方法も参考にしながら適切な退職給付引当金の算定方法について検討されたい。 (道路下水道局経理課)	
【意見 2-(1)-7】退職手当の負担に係る注記について 現在、下水道事業に従事している職員の退職手当を一般会計が全額負担することについて財務諸表等で注記されていない。 公営企業に従事する人件費の負担方法は重要な情報であり、退職手当を一般会計で負担していることについて財務諸表等に注記し、公表すべきである。 また財務諸表には比較可能性という機能も重要である。下水道事業について他の自治体と比較することや、同じ自治体の他の公営企業と比較することは事業の運営に資することになる。注記が無ければ比較した結果を適切に分析することが出来ない。 予算書及び予算説明書における予定貸借対照表の会計方針では退職手当の負担について注記されており、現在、予算書及び予算説明書における会計方針の注記と決算の財務諸表における会計方針の注記が一致していない。	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 平成 30 年度決算から、予算書における「会計方針の注記」と同様に、決算の財務諸表における「会計方針の注記」においても記載した。

決算の財務諸表等においても注記すべきである。 (改善提案) 現在、退職手当の負担について予算書及び予算説明書における予定貸借対照表の会計方針には注記されているので、同じ注記を決算の財務諸表等においても行うことを検討されたい。 (道路下水道局経理課)	
--	--

(2) 契約事務

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【指摘事項 2-(2)-1】 随意契約における業者選定について 市においては、福岡市契約事務規則に定める金額を超える契約であっても、登録業種にない業種の契約を締結するときには随意契約によることが通例とされている。 予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約については、本来、競争入札により契約の相手方を決定することになるが、市では、競争入札のための事務については、時間を要することおよび煩雑な事務手続きが必要となるため随意契約での契約締結が認められている。 しかし、随意契約で締結する場合であっても、その業者の選定には恣意性が介入すべきではなく、選定がなるべく公平となるように予め「選定理由」を定めておき、その「選定理由」に基づいて業者を選定することについて組織内で承認手続きが行われるべきである。 そこで選定理由について承認手続きが行われているか確認したところ、(カ) 堅粕第1汚水幹線 耐震診断業務委託業務に記載した契約において業者の選定に係る伺い書に、どのように業者を選定したのかを記載	【措置済（令和元年11月11日通知）】 随意契約における業者選定については、「選定理由」に基づいて業者を選定したことが明記された文書を添付して組織内で承認を受けるよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。

した資料が添付されていない契約があった。 (是正の方向性) 随意契約で締結する場合であっても、なるべく公平となるように、業者の選定は予め定められた「選定理由」に基づいて行われるべきであり、業者の選定に係る伺い書には「選定理由」に基づいて業者を選定したことが明記された文書を添付して組織内で承認を受けることを検討されたい。 (道路下水道局建設推進課)	
【指摘事項 2-(2)-2】 契約変更の時期について 市の設計変更ガイドラインは、設計変更額が当初設計金額の 20%を超える変更契約については、その必要が生じた都度、遅滞なく行うべきとしているが、当初設計金額の 20%を超える変更契約について、工期末直前で締結が行われており、変更契約締結前に変更設計による工事が進められていたのではない契約が見受けられた。 設計に変更が行われる都度、変更契約の締結を行うのは現実的ではないため、小規模な変更設計を取りまとめて変更契約を締結することはやむを得ないが、工事完了の直前で一定規模以上の変更契約を締結する場合、契約と異なる工法、工程、資材等で工事が行われたことになり、請負業者との間でトラブルの原因となる可能性がある。 (是正の方向性) 設計変更額が当初設計金額の 20%を超える変更契約については、その必要が生じた都度、遅滞なく行うように努められたい。 (道路下水道局建設推進課)	【措置済 (令和元年 11 月 11 日通知)】 設計変更額が当初設計金額の 20%を超える変更契約については、「福岡市設計変更ガイドライン (土木工事編)」に基づき、その必要が生じた都度、遅滞なく行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。
【指摘事項 2-(2)-3】 再委託の承諾漏れについて	【措置済 (令和元年 11 月 11 日通知)】 委託業務において、やむを得ず業務の一

再委託について契約では「受注者は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない」とある。 平成 29 年度単価契約東部地区試掘調査業務委託については、安全管理工事として交通誘導警備業務を受注者が第三者に委託していたが、受注者から提出された施工体制台帳に第三者への委託が記載されているのみで、再委託承諾申請書による承諾が行われていなかった。 (是正の方向性) 再委託については、漏れなく再委託承諾申請書をあらかじめ受注者より提出させ、諾否を判断し、受託者に通知したうえで、再委託承諾申請書は保管しておく必要がある。 (道路下水道局建設推進課)	部を再委託することについて承諾を求められた場合には、「業務委託契約における再委託の運用基準について(通知)」(平成 30 年 3 月 13 日財契監第 253 号)に基づき、書面による承諾を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。
【指摘事項 2-(2)-4】個人情報・情報資産取扱特記事項の添付漏れについて 「個人情報・情報資産取扱特記事項」は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報・情報資産を適正に取り扱うために特記事項をまとめたものである。 各水処理センターには市民が利用できる運動施設が設置されている。運動施設の利用申込受付業務は業者に委託されており、各水処理センターの施設管理業務委託の委託業務に含まれている。 施設管理業務委託では受注者が利用者の氏名等の個人情報を取り扱う可能性があることから別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を契約書に添付すべきであるが、平成 29 年度の和白水処理センター施設管理業務委託については添付されていなかった。	【措置済(令和元年 11 月 11 日通知)】 担当者が委託業務の中に、個人情報や情報資産を取り扱う業務がないか確認した上で、契約書頭書の「個人情報又は情報資産の取扱い」の有無の欄にチェックを入れ、有の場合は、「個人情報・情報資産取扱特記事項」を契約書に添付するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。 また、契約締結の決裁時には、所属長と係長がチェックすることを確認した。

た。 （是正の方向性） 個人情報・情報資産を取り扱う業務については、契約書に別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を漏れなく添付されたい。 （道路下水道局施設管理課）	
--	--

（４）財産

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 2-(4)-1】遊休固定資産について 市において、遊休となっている固定資産の有無を把握したところ、２件の遊休資産があった。そのうち西戸崎（I）処理場（跡地）については、今後の利用に関して検討はなされているものの、未だ有効利用されていない。 一方、コンポスト工場については利用が開始されているが、資材置き場、映画・ＣＭ等の撮影場所としての利用のみである。当該工場には、耐用年数が経過していない資産（建屋等）も含まれており、資産として計上される簿価も３億円を超えている。 （改善提案） 西戸崎（I）処理場（跡地）に関して、有効利用について検討はされているが未だ有効利用されていない状態である。今後の活用について、早期に計画を策定し有効利用を開始されたい。 コンポスト工場に関しては、農産物栽培施設やその他の公共施設等への活用も検討中であり、より有効な活用方法を検討されたい。 （道路下水道局施設管理課）	【措置未了（令和７年９月２５日通知）】 西戸崎（I）処理場（跡地）については、資産の有効利用の方策を関係部署と連携を図りながら、検討を行っている。 コンポスト工場については、現在下水道や災害時に使用する資材置き場等で利用しており、今後のより有効な活用方法として、令和８年度から新たに下水処理により発生した再生リンの保管倉庫としての活用を計画している。

【指摘事項 2-(4)-1】固定資産の減損の要否について 地方公営企業法施行規則では、固定資産について減損会計を適用することが明記されており、決算の調製において減損の要否を検討しなければならないが、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」に則り、資産のグルーピング、減損の兆候、減損の認識、減損の測定といった検討が行われていなかった。 (是正の方向性) まず、市の固定資産についてグルーピングを行い、決算の調製の際には、固定資産の減損の要否について検討した資料を作成し、決算資料として保管されたい。 (道路下水道局経理課)	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 今後、下水道事業の固定資産についてグルーピングを行うとともに、決算の調製の際には、固定資産の減損の要否について検討した資料を作成し、決算資料として保管することとした。
【意見 2-(4)-2】固定資産の減損会計に関連する規定について 固定資産の減損会計は、固定資産のグルーピングから、減損の兆候、減損の認識、減損の測定、会計処理と、複雑な事務手数が必要となる会計処理であり、関連する規則、要綱、指針などを設けることが望ましい。 しかし市において、固定資産の減損会計に関連する規則、要綱、指針などは設けられていなかった。 (改善提案) まず、福岡市下水道事業会計規則の第 5 章には固定資産会計の規定がある。この第 5 章に減損会計についても適用する旨を規定することが望ましい。 また固定資産をどのようにグルーピングし、グルーピングによる業務の損益とキャッシュ・フローをどのようにして把握するのか、固定資産の土地や建物について、ど	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 今後、減損会計に関する規定については、規程及び処理要綱等を整備することとした。

のような方法で時価を算定するのか、会計処理や注記をどのように行うのか、要綱もしくは指針を道路下水道局内で作成し、それに基づいて固定資産の減損会計を適用することを検討されたい。 (道路下水道局経理課)	
---	--

(5) 経営戦略

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 2-(5)-1】経営戦略における貸借対照表の作成について 公営企業の経営戦略においては収益的収支と資本的収支の記載項目が中心であり、貸借対照表を作成するようには要求されていない。そのため福岡市下水道事業では作成しておらず、経営戦略の流動資産と流動負債も同じ数字が掲載されているのみである。 しかし、収益的収支と資本的収支の計画を策定する際には、貸借対照表の資産・負債・資本といった財政状態を示す数値も重要である。資本的収支の結果は直接的に貸借対照表の固定資産や固定負債に集計され、収益的収支と資本的収支の結果、公営企業の内部に留保される資金は貸借対照表の流動資産となる。 経営戦略として公表される数値は流動資産と流動負債のみであるが、貸借対照表を作成しながら経営戦略を策定することで、適切な経営戦略を策定することが出来る。 例えば収益的収支で予定される内部留保資金に対して資本的支出が少なければ使用する見込みのない流動資産が増えすぎることになるし、その逆であれば負債の増加により資金不足に陥ることになる。そのような状況にならないように貸借対照表を併せて作成することで適切な収益的収支と資本	【措置を行わない（令和3年10月1日通知）】 令和3年度からの、4年間の財政収支計画を作成するにあたり、令和8年度までの収益的収支と資本的収支を試算したが、中長期の貸借対照表については、毎年度の事業繰越額、建設仮勘定、未払金及び未収金等を見込むにあたり、見通しが立てづらいこと、また、平成28年1月に総務省より公表された「経営戦略策定ガイドライン（以下、ガイドライン）」において、貸借対照表の作成を求められていないこと、他の政令市における状況についても調査をしたが、すべての都市が中長期的な貸借対照表を作成していないことなどから、今回の財政収支計画では、貸借対照表の作成を行わないこととした。 なお、下水道事業が経営を適切に行えているかを判断するための指標に関しては、「ガイドライン」において示すことが求められている収益的収支や資本的収支、企業債残額などの各種経営指標について、財政収支計画の全期間において算出結果を明示しており、この分析結果からも健全かつ安定的な経営を行えるものと考えている。

的収支を計画することが出来る。 (改善提案) 市下水道事業としては、次回の経営戦略策定の際には予定貸借対照表についても作成し、公営企業として適切な経営戦略の目標を設定するために役立てるとともに、流動資産と流動負債には貸借対照表の数値を入力して公表することを検討されたい。 (道路下水道局下水道経営企画課)	
【意見 2-(5)-2】経営戦略の見直しについて 市下水道事業の経営戦略は平成 29 年度から平成 38 年度までを計画期間として策定されている。経営戦略では設備更新や耐震対策に必要な投資を続けつつ、企業債については「一人あたりの企業債残高」を 20% 縮減することを目標として、4,000 億円を平成 38 年度までに 3,200 億円まで削減する計画である。 しかし経営戦略の投資試算及び財源試算において見込まれる補填財源の未使用額を試算した結果、平成 38 年度には 500 億円程度になると試算された。補填財源の未使用額の増加は内部留保資金の増加に繋がるので、経営戦略として望ましい試算結果ではない。 そこで経営戦略上、補填財源の未使用額が多額となる理由についてヒアリングしたところ、平成 33 年度以降に想定される補填財源の未使用額は、平成 33 年度から平成 36 年度の次期財政収支計画において、経営の方向性の検証、中部水処理センターやその関連施設の管渠やポンプ場などをはじめとした主要施設の再構築等を考慮して見直しが行われ、実際には補填財源の余剰が多額に発生しないように計画される見込みで	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 現在の経営戦略における損益勘定留保資金については、次期下水道経営計画（令和 3～6 年度）において、施設整備費に充てる資金等として見込むこととしているため、補填財源の未使用額は発生しない。 今後は、老朽化が急速に進む下水道施設等の再構築を含めた適切な投資計画のほか、昨今、自然災害が多発していることから、災害時における緊急支出の観点なども踏まえ、次期下水道経営計画を策定することとした。

あるとのことであった。 しかし経営戦略は、現状の料金設定の下、投資試算と財源試算が均衡するかどうかを計画するものであり、次期の財政収支計画の投資試算についてもある程度見込んで経営戦略に織り込まなければ、均衡しているかどうか判断することが出来ない。多額の補填財源が使用されず、使途の説明が出来ない内部留保資金を多額に計上する予定となっている経営戦略は望ましくはない。 (改善提案) 経営戦略の策定に当たっては多額の補填財源の未使用が残らないように、使途を説明できない多額の内部留保資金を計上することがないように策定すべきであり、次期の財政収支計画における収支も、ある程度の試算を行って経営戦略に織り込むべきである。 また、利息負担を軽減するために企業債の償還をさらに促進する必要はないか、適切な下水道使用料のもとで汚水処理を持続していくための投資計画に漏れはないか、不要な投資はないか継続的に見直しを行われない。 また、経営戦略は財源試算に合わせて投資試算を策定するのが目的ではないので、できる限り余剰資金が発生するように経営努力し、常に市民への還元が出来ないか念頭において運営されたい。 (道路下水道局下水道経営企画課)	
【意見 2-(5)-3】経営戦略の期間について 市下水道事業は管渠、ポンプ場、下水処理場といった様々な構造物や施設を使用して行われる事業であるが、これらの主要資産は耐用年数が数十年間の長期にわたるため、投資についての判断も長期的視点から	【措置を行わない(令和元年 11 月 11 日通知)】 現行の「下水道ビジョン 2026」と、その下位計画である「下水道経営計画 2020」は、国の「経営戦略策定ガイドライン」に示されている策定期間を満たしているこ

行う必要がある。 これらの設備投資の時期によって経営戦略の収益的収支と資本的収支は増減するため、10年間の経営戦略では各数値目標が適切かどうか、判断が困難である。また市の人口推計は、「福岡市人口ビジョン」によると平成47年度にはピークを迎え、その後は、減少に転じるものと見込まれているので、下水道施設の更新需要についても30年～50年の長期間で試算を行うことが望ましい。 (改善提案) 総務省の「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」報告書においても、経営戦略の策定にあたっては最低10年間を策定期間とし、可能な限り長期間(30～50年超)の試算を行うことが推奨されている。 市下水道事業においては、現状より可能な限り長期間における経営戦略を策定することを検討されたい。 (道路下水道局下水道経営企画課)	とから、現行の策定期間は適当であると考えている。
--	---------------------------------

(6) 人材育成

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見2-(6)-1】下水道事業単独の人材育成プランについて 市は下水道事業の人材育成も含めた「道路下水道局人材育成プラン」を策定している。水道事業と異なり、下水道事業単独の「人材育成プラン」ではない。 下水道事業に関連する専門的技術や経験は道路事業や河川事業とは異なる。また下水道事業は地方公営企業であり、一般会計により行われる道路事業や河川事業と運営方法も異なることから地方公営企業の制度や予算・決算の知識も必要となる。よってどのような人材を育成するのか、事業継続	【措置を行わない(令和元年11月11日通知)】 人材育成プランの柱である研修については、既に平成30年度末に道路・河川・下水道に分けて現プランに位置付け、令和元年度から具体的なメニューを掲げて実施している。

のためにどのような技術や資格が必要であるのか、そのためにどのような取組を行うのか、下水道事業と道路事業、河川事業とでは異なるはずである。 特に地方公営企業の制度や予算・決算の知識は一般行政に必要な知識と著しく異なり、会計的な知識も必要なことから習得する職員の負担も大きく、通常の研修で容易に習得できるものではない。 基本的な「人材育成プラン」は道路下水道局で策定するとしても、より具体的な人材育成プランを策定するためには公営企業である下水道の部と、一般会計に所属する道路及び河川の部に分けることで、より具体的な人材育成プランとすべきである。 (改善提案) 人材育成プランの見直しに当たっては、より具体的な人材育成プランを策定するために地方公営企業である下水道の部と、一般会計に所属する道路及び河川の部に分け、より具体的な人材育成プランを検討されたい。 既に、人材育成の柱である研修については、道路・河川・下水道に分けて、プログラムを実施中、あるいは検討を進めている状況であり、その内容は現プランの追加資料に位置付けるとのことであるため、予定どおり実施されたい。 (道路下水道局総務課)	
【意見 2-(6)-2】人材育成計画について 公営企業の技術の継承に関する問題は、全国共通であり今後深刻化が予想される。市下水道事業も同様の状況であるため、人材育成計画において個別具体的な目標を掲げることが必要と考える。 (改善提案)	【措置済（令和 3 年 10 月 1 日通知）】 人材育成計画における具体的な目標の設定について検討した結果、令和 3 年度に改定する「道路下水道局人材育成プラン」（令和 4 年度～）において、具体的な目標を設定することとした。

人材育成計画の実効性を高め、下水道事業に係る技術の継承を確実に遂行するために、人材育成計画において個別具体的な目標を掲げた計画に見直すことを検討されたい。 (道路下水道局総務課)	
---	--

(7) B C P

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 2-(7)-1】福岡市下水道 B C P における流域下水道事業者との協力・連携体制について 市の下水道整備区域は西戸崎処理区、和白処理区、東部処理区、中部処理区、南部処理区、西部処理区、新西部処理区があり、そのうち南部処理区の終末処理場は福岡県が所有する御笠川浄化センターであり、南部処理区は福岡県が実施する御笠川那珂川流域下水道事業の一部である。 しかし、福岡市下水道 B C P では、福岡県との連絡・連携体制について明記されておらず、南部処理区について福岡県とどのように協力して被災に対応し、事業継続のための対策がなされるのか不明であった。 平時においては事前計画や教育・訓練において、災害時には被害状況などの情報共有、人員や資材の相互支援など、下水道事業の事業継続にあたり福岡県との協力は不可欠であり、事前に被災時の対応について協議・調整を行い、福岡市下水道 B C P にも平時と被災時における協力・連携体制について記載することが望ましい。 (改善提案) 御笠川那珂川流域下水道に関係する自治体間で被災時の対応について協議を行い、事業継続に係る点については取りまとめて福岡市下水道 B C P に記載し、事前対策や	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 流域下水道事業者との協力・連携体制については、関係する自治体間で協議に着手しており、令和元年度末に福岡市下水道 B C P に福岡県との協力・連携体制を記載することとした。

震災時の対策に活かされたい。 (道路下水道局下水道事業調整課)	
【意見 2-(7)-2】 事前対策計画のうち今後検討予定となっている事項について 福岡市下水道 B C P に計画されている「事前対策計画」は、非常時の対応力の向上及び非常時の応急対応の負担の軽減に資する事項を選別し、今後の対応方針を計画として整理するものである。よって計画策定後は早期に対応しておくべきである。 しかし、事前対策計画のうち以下の項目は今後検討予定となっていた。 ①雨水幹線、ポンプ場、雨水吐等の活用… 雨水幹線を災害時における汚水溢水対応のために活用できる方法及び汚水溢水防止のため雨水吐を活用すること ②減災対策施設の配置計画及び整備の検討 (改善提案) 事前対策計画のうち今後検討予定の項目については、優先順位を考慮し、どのように計画を実行するのか検討されたい。特に、多額の支出が必要となるハード対策事業については、その要否や規模について慎重に検討し、具体的な計画を策定されたい。 (道路下水道局下水道事業調整課)	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 事前対策計画のうち、今後検討予定となっている事項については、令和元年度に検討し、具体的な計画を作成することとした。

(8) 水洗化対策と貸付金について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【指摘事項 2-(8)-1】 水洗化貸付金の債権管理事務について 水洗化貸付金の債権管理簿によれば平成 29 年度末における、平成 30 年度、平成 31 年度、平成 32 年度の調定予定額（償還予定額）は 4,627,650 円であり、一括返済などの収入済み額 150,500 円を控除すると 4,477,150 円となる。	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 差額の原因が判明している金額 1,956,500 円については、未収金から貸付金への同額の振替処理を行い、残高の修正仕訳を行った。 今後、このようなミスが再発しないよう、関係課と確実な事務連携を行っていくとともに、適切な債権管理簿を作成し、月

貸借対照表には同額が水洗化貸付金として計上されるべきであるが、貸借対照表に計上されていた金額は2,072,200円であった。 差額のうち、1,956,500円については事務処理のミスから貸付金から未収金への振替処理を重複して行っていたもので、固定資産の貸付金が過少に、流動資産の未収金が過大に計上されていることになる。 残りの差額の448,450円については、現在差額の原因は明らかではなく調査を進めている状況である。 (是正の方向性) 差額の原因が判明している金額については未収金と貸付金の残高の修正仕訳が必要である。1,956,500円について未収金が過大で貸付金が過少であるため、未収金から貸付金への同額の振替処理を行われたい。 残りの原因が判明していない残高については調査を進められたい。 なお、このようなミスの原因は、今まで適切な債権管理簿を作成してこなかった管理面における不備にあると考える。債権管理簿による債権管理のみならず、決算時には貸借対照表の貸付金残高と債権管理簿の残高の一致を確認することで、このようなミスが発生しないような内部統制を構築されたい。 (道路下水道局下水道管理課)	に一度は貸借対照表との整合性を確認することとした。 差額の調査については、債権管理簿及び貸借対照表を管理している各システム(財務会計システム・下水道料金総合情報システム)の運用開始時にまで遡って調査したが、原因の特定には至らなかった。また、各システム運用開始以前の資料(紙・データ)が残存していないこともあり、これ以上の調査が困難な状況にある。 台帳上、当該金額の債権の存在を認識しており、仕訳記帳に計上漏れしていることは確かなため、差額の448,450円については、令和元年度9月補正により予算措置の上、振替処理を行った。 ※平成16年度 ・財務会計システム 運用開始 ※平成19年度 ・下水道料金総合情報システム 運用開始
【意見2-(8)-1】「市長が特に認める場合」の確認について 平成29年度における水洗化貸付金の対象となった水洗化工事はいずれも処理区域の公示から3年を超過していた。しかし「市長が特に認める場合」には水洗化の猶予が行われ、3年を超過して行われた水洗化工	【措置済(令和元年11月11日通知)】 改造資金の調達が困難である事情の確認方法については、令和元年度中に、事由書の様式を作成し、令和2年度から、融資伺い書に添付することとした。

事に対しても融資が行われることとなっている。 その「市長が特に認める場合」として「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情にあるとき。」という事由をもって融資を行っているが、「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情にあるとき。」との文言が記載された紙にマーカーで塗りつぶされているのみで、改造資金の調達が困難な事情についての具体的な記載はなく、どのようにして市職員が、当該事由を確認したのか記載した書類は綴じこまれていなかった。 当該事由の確認は重要な融資要件の一つであるが、マーカーで塗りつぶした書類を添付するだけでは融資伺い書として不十分である。借り受けようとする者が「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情」によって3年間水洗化工事を行わなかった事情を、市の職員が確認することは困難であり、借り受けようとする者からの申告は不可欠である。 (改善提案) 改造資金の調達が困難な事情は資金を借り受けようとする者によって様々であり、その事情を市側で把握することは困難であるため「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情」については借り受けようとする者がその旨を記載して市に提出すべきであり、本人からの提出書類を融資伺い書に添付することを検討されたい。 (道路下水道局下水道管理課)	
【指摘事項 2-(8)-2】水洗化貸付金の滞納未収金に対する貸倒引当金について 水洗化貸付金においても滞納があり、不納欠損処理が行われている。時効に合わせて過去10年間の金額を集計したところ不	【措置済（令和元年11月11日通知）】 過去の不納欠損の状況を踏まえ、貸倒引当金の算定方法を検討し、令和2年度予算に必要額を計上することとした。

納欠損処理の合計金額は 6,145,943 円である。 水洗化貸付金の滞納未収金に対しては、不納欠損処理による損失が発生しており、会計上は債権の不納欠損処理による損失に備えて、損失の発生可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる金額を貸倒引当金として計上すべきであるが計上されていなかった。 滞留債権は回収されずに不納欠損処理とされる可能性が高く、貸倒引当金を設定することなく全額を資産計上するのでは、資産性が乏しい債権も資産計上することとなる。 現在、下水道使用料にかかわる未収金に対しては貸倒引当金が設定されており、同様に水洗化貸付金の滞納未収金に対しても貸倒引当金を計上すべきである。 (是正の方向性) 市における下水道普及率は既に 90%を超えており、今後、水洗化貸付金が大幅に増加することはないと思われるが、現在は滞留債権 3,279,250 円がそのまま資産計上されており、貸倒引当金が計上されていないことは会計上不適切である。 過去 10 年間の滞留債権残高を把握し、各年度における不納欠損処理額の割合を算定し、10 年間の滞留債権残高に対する不納欠損処理額の加重平均割合を年度末における滞留債権残高に乗ずることで、貸倒引当金を算定する方法が考えられる。 (道路下水道局下水道料金課)	
--	--

(9) 雨水対策の推進

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

【意見 2-(9)-1】雨水流出抑制施設助成制度の見直しについて 水害防除に対する市民意識の向上・啓発を目的として、市内で雨水貯留タンクや雨水浸透施設を設置する市民に対し、助成金を交付する「雨水流出抑制施設助成制度」を設けている。 そのうち、雨水浸透施設への助成は制度開始以来 2 件のみで、助成額は 40 千円であった。 近年、短時間で局地的に多量の降雨がある、いわゆるゲリラ豪雨の被害が全国的に増加しており、この被害軽減にも雨水の貯留・浸透を推進することが不可欠であるが、雨水浸透施設への助成実績はわずか 2 件に留まっている。 雨水浸透施設への助成制度の実績は、雨水の浸透を推進するには不十分である。 (改善提案) 市としては、より一層、水害防除に対する市民意識の向上・啓発に努め、雨水流出抑制施設の重要性について市民の理解を得ることで雨水浸透施設の設置を推進されたい。また雨水浸透施設の設置を増やすために助成制度をどのように活用すべきか、助成制度の在り方を再検討されたい。 (道路下水道局下水道管理課)	【措置済（令和 3 年 3 月 23 日通知）】 雨水浸透施設助成制度について、他都市の助成要件や実績および広報活動について調査し、再検討を行った。 この結果、現行の制度内容は他都市と比較しても妥当であると判断されるため、現段階では見直しは行わず、助成実績のある他都市の取組を参考に、住宅メーカー等への効果的な制度周知に改めて取り組んでいく。 なお、助成対象外ではあるが、本市では一定の開発行為等については、雨水流出抑制の取組を義務付けており、年間約 200 基の雨水浸透枳が設置されている。
---	--

(10) 再生水事業

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 2-(10)-1】再生水供給区域における供給実績の伸び悩みについて 再生水利用下水道事業では中部地区と東部地区に再生処理施設が設置されており、それぞれ再生水の供給能力は 10,000 m³と 1,600 m³であるのに対して、平成 29 年度における最大供給水量は、6,957 m³と 403 m³	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 現条例では義務付けられていない規模の施設については、市のホームページや業者向けのパンフレットにより、義務付けの対象でない施設でも供給が可能であることを広報し、再生水の利用促進に努めた。 また、市有施設の新設や建替え時には、

であり、供給能力に対して供給実績が伸び悩んでいる。 特に東部地区の再生処理施設では、雑用水道の設置義務がある大型施設を含む都市開発が当初計画より遅れていることで、供給実績が伸び悩んでおり、施設の供給能力が過大となっている状況である。 (改善提案) 市の再生水利用は供給箇所数、供給区域ともに全国最大の事業であり、節水のために非常に重要な事業であるため、さらなる供給実績の増加に努めるべきである。現条例では義務付けられていない規模の大型施設にも、環境対策や節水型都市づくりへの協力を求める等、再生水の供給対象施設の増加に努められたい。 (道路下水道局施設管理課)	再生水を利用するよう関係各課に依頼を行った。 今後も引き続き対策の検討を行い、供給対象施設の増加に努めていく。
【意見 2-(10)-2】再生水利用下水道事業のセグメント情報開示について 再生水利用下水道事業は、処理された汚水及び雨水を再利用する事業であり、節水型都市づくり政策の一環として行われている。 再生水利用下水道事業は、公共下水道とは別体系で料金を徴収しており、独立採算を原則とする地方公営企業の事業である。よって、セグメント情報として事業の損益や資産、負債の状況などを財務諸表で開示することが望ましいが、セグメント情報としては太陽光発電事業が開示されているのみで再生水事業は開示されていなかった。 再生水利用下水道事業は節水型都市づくりのために重要な施策であり、今後も更なる事業拡大が計画されているので再生水事業の経営成績、財政状態を財務諸表において市民に公表することは有意義である。	【措置を行わない(令和元年 11 月 11 日通知)】 再生水利用下水道事業については、公共下水道事業と一体的に事業を行っていることから、セグメント情報として公表することは考えていない。 しかしながら、公共下水道とは別体系で料金を徴収していることから、今後、収支状況等については、情報開示していくことを検討する。

再生水事業は、下水道事業とは別体系の料金を徴収しており、適切な料金設定のためにも損益計算を行い、公表することが望ましい。また再生水事業のために多額の設備が整備されており、その財源として多額の企業債も発行されていることから資産や負債の情報についても開示することは有意義である。よって、再生水事業をセグメント情報として開示することが望ましい。 (改善提案) 再生水事業の情報を、財務諸表のセグメント情報において開示することを検討されたい。 (道路下水道局経理課)	
---	--

(11) 耐震事業

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 2-(11)-1】耐震対策の進捗状況について 「福岡市下水道ビジョン 2026」では、管渠については平成 38 年度末までに耐震化が必要な管渠延長 121 k mすべての耐震化が完了する計画となっているが、121 k mは施設の重要度や老朽度を踏まえて優先順位を決定した結果であり、避難地・防災拠点からの排水を受ける管路、ポンプ場・処理場に直結する幹線管路、河川・軌道を占用する管路である「重要な幹線等」は 852 k mあることから、「福岡市下水道ビジョン 2026」の目標値よりも耐震化を進めることについて検討されたい。 またポンプ場についても平成 38 年度までに耐震化が完了する 23 施設のほか、耐震化工事自体が場所等の要件により困難なポンプ場が 5 施設ある。これらも「福岡市下水道ビジョン 2026」には含まれていないが、管渠を耐震化してもポンプ場が使えなけれ	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 「福岡市下水道ビジョン 2026」における管渠及びポンプ場の耐震化については、優先的に取り組む耐震化の中期目標値を位置付けたものであり、その他の管渠や処理場の耐震化については、平成 30 年度末に見直した「福岡市下水道総合地震対策計画」に基づき、引き続き耐震化を進めている。

ば被災からの復旧は困難となるので、早期の耐震化もしくは対応策を検討されたい。 (改善提案) 「福岡市下水道ビジョン 2026」では耐震化目標をすべて達成できるプランとなっているが、耐震化目標以外にも耐震化すべき施設がある。 次回のビジョンで実施するのみではなく、今回の「福岡市下水道ビジョン 2026」でも経営の両立の検討を加えながら耐震工事追加の要否を検討されたい。特にポンプ場については老朽化が進んでいるものもあることから早急に対策を講じられたい。 (道路下水道局下水道事業調整課)	
--	--

3 河川事業

(3) 財産管理

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 3-(3)-1】水防資材の使用報告について 水防資材を搬出された際に、速やかに使用報告を受けることができるような仕組みの構築が必要である。 委託契約第2条では、「水防資材を搬出した時は、速やかに甲に対し水防資材使用報告書（様式1）を提出する」と明示している。また「平成 29 年度上半期 水防倉庫資材在庫数の報告について（依頼）」において「様式1の日付は使用された日の1週間以内の日付をお願いします。」として、使用後すぐに報告するように周知されている。 しかし、使用されても報告されていないケース、使用から数か月遅れて報告されるケースや、使用日が報告日の後日となっているケースがあり、実際の水防資材の使用時期がわからず、適時に必要な水防資材の	【措置済（令和3年10月1日通知）】 水防資材の使用については、令和3年5月に資材管理の運用ルールを作成し、出水期前の事前確認や、大雨・台風発生後に水防資材報告書（様式1）未提出時の電話確認などについて定め、適切な管理に努めていく。

補充ができない恐れがある。 (改善提案) 常時、必要な水防資材が備蓄できている状態を維持することができるよう、水防資材の使用が想定される大雨や台風発生時には、委託先に対して、水防資材使用の有無等について確認する仕組みを構築することを検討されたい。 (道路下水道局河川課)	
【意見 3-(3)-2】水防資材の備蓄について 市の水防資材の備蓄は配備計画通りではなかった。 委託契約に基づいて報告された水防資材の在庫数量と水防資材配備計画表と比較したところ、実際の在庫内容及び数量が水防資材配備計画の数量に満たない水防倉庫が散見された。 (改善提案) 大雨や台風等の有事において、水防資材在庫切れによる浸水防止活動の支障が生じないよう、計画に基づいて補充を行い、常時計画した水防資材が使用できる状態で備蓄することを検討されたい。 (道路下水道局河川課)	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 水防資材の備蓄については、大雨や台風等の有事において、水防資材の在庫切れによる浸水防止活動の支障が生じないように、梅雨前までに使用頻度が多い、土嚢やシート等の補充を行った。 現在、配備計画に基づいた備蓄となるよう補充に取り組んでいる。
【指摘事項 3-(3)-1】河川の未申請占用等について 今回の監査では、市から提供された「平成 29 年度 河川水路使用料調定一覧表」から任意に 3 件を抽出し、河川の占用状況を視察した。また、任意に追加で 1 件確認した。 視察の結果、準用河川の一部地区において、河川法に基づく手続きが行われていない状況が確認された。 その結果、許可の無いまま占用がなされている河川について積極的な対応がとられ	【措置済（令和 3 年 10 月 1 日通知）】 令和元年度から、準用河川・普通河川の占用状況等の実態調査を実施しており、令和元年度に未申請占用が行われている実態の網羅的な把握ができるようになったことから、今後は、定期的な巡視などで未申請占用を発見した場合、所有者に対し訪問により申請を促すなどして、申請状況の改善に努めていく。また、HP への掲載、広報紙への掲載など占用申請の必要性の周知により申請を促すなど円滑な河川整備や適切な維持管理に努めていく。

ていない。

このように許可の無いまま河川が占用されている原因は、占用の許可が申請に基づくものであり、申請が行われるまでは占用の事実の把握ができないこと、及び、定期的に現場確認を行う等の現況確認手続きが実施されていないことが考えられる。

現在、市が把握している河川の占用は、市民より申請を受けた受動的なものであり、未申請占用の状況についての網羅的な把握ができていない状況である。

河川の未申請占用が生じている状況においては、以下の２点が懸念される。

■円滑な河川整備もしくは機能維持が行えないリスク

河川には、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるよう、各種整備や劣化した機能を回復維持のための工事が想定される。

適切な申請手続きを経て占用をしている場合には、許可の前提条件として工事等による許可取消の可能性のあることを認識している。そのため、実際に許可が取り消される状況になった場合にも、市と占用者との間で、許可の対象となった工作物の除去等に係る事前協議を行うことにより円滑な工事等が行われることが想定される。

一方、適切な申請手続きを経ていない場合には、法令及び条例等に基づかない河川の不正使用という認識がないことが想定され、不正使用という認識を持ってもらうことから協議を始めなければならず、適時に工事等を開始できないリスクが高まる。

■占用料の徴収漏れが生じるリスク

原則的に河川の占用が行われることにより占用料が発生する。しかし、未申請占用が行われた場合には、占用事実を把握できないため、本来であれば徴収しなければならない占用料が徴収できないこととなり、申請の有無によって不公平が生じることとなる。 (是正の方向性) 市は、河川の未申請占用が行われている実態を網羅的に把握して、河川の適切な管理ができるようルール整備・運用と現状の把握を実施されたい。 占用許可のないまま占用等が行われている場合については、条例等に基づく申請手続を促されたい。 (道路下水道局河川課)	
【指摘事項 3-(3)-2】水路の未申請使用について 今回の監査では、市から提供された「平成 29 年度 河川水路使用料調定一覧表」から任意に 6 件を抽出し、水路の使用状況を視察した。また、水路の使用状況視察対象の近隣水路を追加で 1 件確認した。 視察の結果、2 箇所水路使用について、福岡市水路使用料条例、及び福岡市水路使用規則に基づく手続きが行われていない。 その結果、許可の無いまま使用されている水路について積極的な対応がとられていない。 このように許可の無いまま水路が使用されている原因は、法定外公共物として水路管理のための明確な法規制がなく、過去から市は水路を管理するための規程整備とその運用が行われていなかったことが考えられる。 現在市が水路について把握している状況	【措置済（令和 3 年 10 月 1 日通知）】 令和元年度から令和 3 年度にかけて調査を実施し、未申請使用の実態を把握後に、既に実施している HP や広報紙での周知に加え、未申請使用解消に向けたルール案を令和 3 年 6 月に策定し、関係課と協議を行うこととしている。 また、未申請使用の現状を把握した際には、関係課と連携し、申請手続きを促すこととしている。

は、「水路の概況」で示した水路敷地に関する情報、及び、使用者から申請された限定的な水路使用の状況である。 したがって、水路の未申請使用の状況についての網羅的な把握ができていない状況であると同時に、水路としての機能性、工作物の物理的状況についても把握できていない状況である。 水路の未申請使用が生じている状況においては、以下の2点が懸念される。 ■円滑な水路整備もしくは機能維持が行えないリスク 水路は灌漑や悪水排泄等の機能を有する工作物であり、区画整理や雨水対策等による既存水路の改廃を伴う水路整備や劣化した機能を回復維持のための工事が想定される。 適切な申請手続きを経て使用している使用者は、許可の前提条件として工事等による使用許可取消の可能性があることを認識している。そのため、実際に使用許可が取り消される状況になった場合にも、市と使用者との間で、使用許可の対象となった工作物の除去等に係る事前協議を行うことにより円滑な工事等が行われることが想定される。 一方、適切な申請手続きを経て使用していない使用者は、条例等に基づかない水路の不正使用という認識がないことが想定される。その場合は、使用者に不正使用という認識を持ってもらうことから協議を始めるなければならない、適時に工事等を開始できないリスクが高まる。 ■使用料の徴収漏れが生じるリスク 原則的に水路を使用することにより使用料が発生する。しかし、未申請使用が行わ	
---	--

れた場合には、使用の事実を把握できないため、本来であれば徴収しなければならない使用料が徴収できないことになる。 また、水路としての機能性、工作物の物理的状況について把握できていない状況では、現状の大雨等の排水機能の適切な評価ができず、水路の状況を踏まえた効果的な防災対策を講じることが難しくなるリスクがあるほか、老朽化による事故等の発生するリスクが高まる。 (是正の方向性) 市は、水路の未申請使用状況が行われている実態、及び、水路としての機能性、工作物の物理的状況を網羅的に把握して、水路の適切な管理ができるようルール整備・運用と現状の把握を実施されたい。 使用許可のないまま使用等が行われている場合には、条例等に基づく申請手続を促されたい。 (道路下水道局河川課)	
--	--

4 集落排水事業

(3) 集落排水事業における料金設定

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 4-(3)-1】集落排水事業の経営改善について 市の集落排水事業は赤字事業であり、一般会計からの繰入金があれば資金不足となる状況である。 赤字補填を目的とした一般会計からの繰入金は平成 27 年度より 3 億円程度で推移している。 一方で使用料金は下水道事業と同じであり、赤字の削減のためには使用料金の値上げもしくは経費削減が考えられるが、同じ市内で下水道料金と異なる使用料金を設定することは困難であるとして使用料金値上	【措置済（令和 3 年 10 月 1 日通知）】 経営改善策として、令和 3 年 3 月に策定した「経営戦略」に基づき、経営改善に取り組んでいる。 <具体的内容> 収納率の向上や業務の効率化による経費削減などの経営改善策として、収入未済については、今後も継続して、法的措置を視野に入れた督促・催告の強化により、収入未済額の縮減、収納率の向上を図るとともに、令和 2 年度から、全市的な債権回収の取り組みとして、財政局が実施する「税外債権の回収に係る法的措置等支援事業」

げの予定はないとのことであった。 しかし市においても農業集落や漁業集落の人口は将来的に減少することが見込まれており、集落排水事業の経営環境は厳しい。今後人口減に伴って料金収入が減少することが見込まれるのであれば、事業維持に必要な一般会計の負担率を検証の上で、経費削減の対策を取ることが急務である。 (改善提案) 集落排水事業として、収納率の向上や業務の効率化による経費削減など経営改善策を検討し、経費削減に取り組まれない。 (農林水産局漁港課)	を活用し、弁護士と連携した債権整理に取り組んでいる。 また、将来に向けた抜本的な経費削減の方策を考えていく必要があるため、公共下水道への接続の検討など、関係者協議を行っている。 さらに、施設の老朽化に対応して効率的な施設の更新と長寿命化を進めるため、令和2年度に作成したアセットマネジメント事業計画に基づき修繕費等の平準化を図るとともに、施設・設備等の適切な維持管理と経費削減に努め、民間活力の更なる活用について可能性を検討し、効率的な事業運営を図っていく。
---	--

(4) 経営戦略の策定について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 4-(4)-1】経営戦略の策定について 市の集落排水事業は、使用料金などの歳入が歳出に対して不足する赤字事業であり、赤字を削減するための対策が急務である。 そこで総務省の「経営戦略策定ガイドライン」に基づいた経営戦略を策定し、「投資試算」および「財源試算」を均衡させるための具体的な施策を策定し、必要な一般会計の負担を検証の上で事業継続が可能となるように検討すべきである。 しかし経営戦略の策定は未着手であり、策定予定年度も未定とのことであった。理由としては「統廃合・広域化等、経営形態の見直しの検討段階であり、検討終了後に策定予定であるため」とのことであった。 現在、「統廃合・広域化等、経営形態の見直し」は具体的な計画として策定されておらず、策定までに具体的な期限が設定できる状態ではない。「統廃合・広域化等、経営	【措置済（令和3年10月1日通知）】 令和3年3月に、「経営戦略」を策定した。 今後、経営戦略で策定した内容の推進を図るとともに、実施状況の強化・検証を行い、随時見直しを行う。 なお、最新の社会環境の変化や、新たな取組の検討を行いながら、中間期である令和8年度に改定を予定している。

形態の見直し」の検討後に策定するのであれば、長期にわたり経営戦略が策定されず、結果として集落排水事業の経営改善が十分に行われない可能性がある。 (改善提案) 現在、集落排水事業においては「投資試算」と「財源試算」が一般会計からの繰入金なしでは均衡しない状況にある。また、「統廃合・広域化等、経営形態の見直し」を将来行うためには、むしろ将来にわたる集落排水事業の経営戦略は有用である。早期に将来の人口予測を考慮した需給予測を行い、「経営戦略策定ガイドライン」に基づいた経営戦略を策定し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるための対策を検討されたい。 (農林水産局漁港課)	
---	--

(5) 地方公営企業法の適用について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 4-(5)-1】集落排水事業の地方公営企業法適用について 現状、集落排水事業の使用料金は下水道事業と同じであるが、下水道事業が地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計による運営が行われているのに対して、集落排水事業は地方公営企業法を適用しておらず、官公庁会計による運営が行なわれている。 公営企業会計は発生主義による複式簿記会計であるのに対し、官公庁会計は資金収支を記録する単式簿記会計である。官公庁会計では貸借対照表や損益計算書が作成されないため、適切な財政マネジメントやアセットマネジメントが出来ない。 また集落排水事業が独立採算を原則とするために必要な使用料金を設定するために	【措置済（令和4年10月3日通知）】 令和6年4月1日からの地方公営企業法適用（一部適用、財務規定のみ）に向け、移行作業を行っている。

は、集落排水事業における原価計算が必要であるが、官公庁会計では減価償却費などの資本コストを算定しないため原価計算が出来ない。 同じ料金であるにも関わらず、下水道事業は公営企業会計で、集落排水事業は官公庁会計で予算編成と決算調整が行われるため、両者の比較ができない。市民や議会へ予算および決算を説明する際の比較可能性が失われている。 近年、総務省の方針に従って多くの集落排水事業が地方公営企業法を新規に適用し、地方公営企業会計を導入している。市集落排水事業においても地方公営企業法を適用し、そのメリットを享受することについて検討されたい。 (改善提案) 地方公営企業法を適用することで、経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上や弾力的な経営が可能となる。集落排水事業では市の方針に従って資産の管理台帳は作成途中であり、作成していない自治体に比べれば法適用のための事務作業も比較的進んでいる。法適用について積極的に検討されたい。 (農林水産局漁港課)	
---	--

(6) 下水道事業と集落排水事業の業務統合について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見 4-(6)-1】下水道事業と集落排水事業の業務統合について 下水道事業は黒字であるが集落排水事業は赤字であり、一般会計による赤字補填も多額であることから、赤字削減のための対策を取ることが急務である。 市では現在、下水道事業は道路下水道局で、集落排水事業は農林水産局で運営され	【措置済（令和5年9月21日通知）】 集落排水事業の経営改善に関しては、令和5年3月に福岡県において汚水処理の持続可能な事業運営を確保することを目的に策定された「福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、今後も施設の公共下水道への接続について検討を行うなど、効率化や経営改善に向けて取り組ん

ている。下水道事業と集落排水事業は事業の目的や使用する施設は異なるものの、市民にとっては同じ汚水処理事業であり、運営にあたっては共通する業務も多い。 そこで、集落排水の赤字を削減するため、お互いの事業が一部の業務を共同して行うことで経費削減ができないか検討されたい。さらに下水道事業と集落排水事業を組織統合（二つの事業を一つの部署が運営すること）することで業務の効率化や経費削減が出来ないかについて検討されたい。 （改善提案） 例えば、窓口業務の一本化や徴収および債権管理業務などを一本化することで業務を効率化し、経費削減に繋げることが出来ないか、検討されたい。窓口業務の一本化や徴収および債権管理業務の一本化などは、利用する市民にとっても利便性が高まると考える。 また下水道事業と集落排水事業を組織統合することで、共通業務を集約して人員削減が出来ないか、使用する棚卸資産や消耗品を共同で仕入れることで、仕入価格の低減や事務処理費用が削減できないか、検討されたい。 （農林水産局漁港課）	でいく。
---	-------------

（７）契約事務について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

【意見 4-(7)-1】特命随意契約の理由について 排水処理場の保守運転管理業務委託契約のうち弘集落排水処理場保守運転管理業務委託については、以前より地元の組合に特命随意契約によって委託されている。 しかし、特命随意契約の理由は①放流水の水質を常時良好な状態に保持していくこと。②異常を認めた場合は直ちにその原因を排除し、漁場への影響を最小限に止める態勢を採ること③地域の実情にあった業務運営を行うこと④施設に起因する諸問題が発生しても、迅速かつ適切な対応ができることであり、当該業務を委託されている業者であれば実施すべき項目であって、特命随意契約の理由としては不十分である。 離島以外の排水処理場の保守運転管理業務委託契約では指名競争入札が行われており、離島ではない弘集落においても指名競争入札の実施について検討されたい。 (改善提案) 地元の組合に委託しなければならない特命随意契約の理由を再検討の上で、指名競争入札による競争性の確保について検討されたい。 (農林水産局漁港課)	【措置済（令和3年3月23日通知）】 特命随意契約の理由について、局内で再検討した結果、近年の環境の変化に伴う漁場への影響や、外部監査から別途改善提案を受けた集落排水事業の経営改善に向けた取り組みを迅速かつ円滑に進めるためには、これまでの実務経験から地元の組合以外での対応は困難と判断し、入札の実施方法について検討した結果、令和2年3月に、地元の組合への特命随意契約を継続することとした。
【意見 4-(7)-2】従事者名簿の提出と資格確認について 排水処理場保守運転管理業務委託は、浄化槽管理のために必要な資格をもって市の排水処理場の保守運転管理を行う業務であるが、契約書もしくは仕様書では従事者や資格の確認について定められていなかった。 その結果、一年間を通して勤務している常勤者の身分や所有する資格が不明となっ	【措置済（令和元年11月11日通知）】 従事者名簿の提出と資格確認については、平成31年度当初から、契約書及び仕様書に業務従事者の一覧及び履歴書の提出を業務開始前の受託者の義務として明記する等の改善を行った。

ている契約があった。 当該業務は市が所有する集落排水処理場における業務委託であり，受託業者が雇用する者が従事者として市の施設の保守運転を担うのであるから，市としては従事者を漏れなく把握しておく必要がある。また従事者は排水処理施設の保守運転全般を担うのであるから，そのために必要な資格を有していることを業務開始前に確認しておく必要がある。 (改善提案) 市の所有する施設で業務を行う委託については従事者一覧もしくは従事者の履歴書を漏れなく提出させるべきである。また業務に必要な資格については業務開始以前に確認しておく必要がある。そのためには契約書もしくは仕様書に業務開始前の受託業者の義務として明記しておくことを検討されたい。 (農林水産局漁港課)	
【意見 4-(7)-3】業務遂行責任者の勤務実績報告について 排水処理場の保守運転管理業務委託契約では，委託業者は業務遂行責任者を配置することとされているが，小田集落と弘集落においては業務遂行責任者の勤務実績を出勤記録で確認できなかった。 市の説明では，業務遂行責任者は，常勤者が行った日常点検等に基づいて，契約の履行に関し業務の管理および統括等を行うものであり，最低でも月に一度は排水処理場に出勤しており，浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上，何らかの問題が生じた場合は，その都度，出勤しているとのことであった。 従事者の出勤記録は委託業務の適切な遂	【措置済（令和元年 11 月 11 日通知）】 業務遂行責任者の勤務実績報告については，平成 31 年度当初から，契約書及び仕様書に業務従事者の勤務実績に関する報告を受託者の義務として明記する等の改善を行った。

行を市がチェックするための重要な記録であり、身元不明の者が勤務していないか、資格を有していない者のみで勤務していないか、特定の者による過剰な勤務が行われていないか等を定期的に確認しておく必要がある。 (改善提案) 出勤記録には、業務遂行責任者の勤務実績はもちろん、全ての従事者の勤務実績が漏れなく記録されていなければならない。特に業務遂行責任者は、契約の履行を管理および統括する者であり、管理および統括のための必要な勤務実績があるかの確認が必要である。このような確認を可能とするため、出勤記録については勤務実績を漏れなく記載するように各委託業者に周知徹底するとともに、出勤記録の報告について仕様書に記載することを検討されたい。 (農林水産局漁港課)	
--	--